

第七回 参議院農林委員会會議録第十九号

昭和二十五年四月四日(火曜日)午後三時零分開会

委員の異動

三月三十日委員徳川宗敬君辞任につき、その補欠として伊藤保平君を議長において指名した。

本日委員伊藤保平君辞任につき、その補欠として徳川宗敬君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○農業協同組合における報奨物資滞貨問題に関する件

○植物防疫法案(内閣提出)

○委員長(楠見義男君) これより農林委員会を開会いたします。先ず農業協同組合における滞貨問題を議題にいたします。ちよつと速記を止めて。

午後三時一分速記中止

午後三時十九分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。

○山崎恒君 いろいろ経済関係の政務次官の方々に本問題につきまして各段の御骨折を頂いておりますことを、誠に私共感謝に堪えないのでございます。本問題が急速に解決を要望し、而も三月末が全国一斉にこの農協関係の決算でありますので、少くも三月三十一日までに、その大綱を御決定願いたかつたのでありますが、未だ最後の線に到達しないことを遺憾とするのであります。当初この報奨物資の趣旨に

つきましては、数回に亘つて本委員会でも私共その苦衷を述べておりますので、十分御了承のことと存じますが、とにかく今回一応採られた措置が十八億の資金を以て資金融通を一応して、滞貨処理方法を講ずるという線は、恐らく政府としては、先ず第一に農協関係が発行したところの手形の処理を、これによつて一応目鼻を付けられたいという趣旨で、この案が御決定になったと、かように心得ていいかどうか。その点を一つお聴きしたいのであります。

次にさうであるといいたしますれば、大体政府といたしましては、当初我々がこの線までは飽くまでも値引きを、補助を決定して頂きたい。併しなからいへば、この関係機関等の関係もあるの、予算的措置はなかなかむずかしい。併しながら各関係省との複雑な問題があるとしたならば、この問題は農林省関係一本で一つ出して頂いたらどうか。とにかくその趣旨といたしましては、戦後五ヶ年に亘るところの最悪の凄惨を極めたところの食糧問題の解決が、大体におきまして今日明るい見通しがついて参りましたので、恐らく報奨物資という形はもうこれによつて打ち切られる。そういうことになりますれば、最後の報奨物資の結末を付けるために、先程も小川委員からもお話がありましたように、長い間統制を続けたいところの木炭にいたしても、すでに五十四億というような赤字を生じて、前国会において、これが一般会計

から支出されておるといふような情勢でもありますので、少くも八千万の同胞が死ぬか生きるかという食糧問題を解決して来まして今日、この最後の線に到達した報奨物資の結末でありますので、政府は少くとも我々が最低線の要望いたしましたところの三割、約十六億四千万のものは、各関係省との折衝ができませんだときには、食糧管理局の特別会計を以てこれを処理して頂く方法を講じて頂きたいという強い熱望をいたしておるのであります。が、農林大臣といたしましても、お説はよく分る、ただその問題について、

予算的措置がはつきり講じられますれば、特別会計から出すのも吝かでないというふうなことを申されておるのでありますので、通産省、安本、或いは大蔵省等の各関係の経済各省の政務次官会議でも、非常に再三に亘つて、この問題を熱心に今日までやつて頂いたのであります。少くとも一応配給された農民のものにつきましては、これは売買という観念で、取引だからすでに終わったものはよろしいのだというふうな観念では、これはもう我々は納得できないのであります。報奨物資そのものの性質から鑑みまして、これは売ろう買おうというふうな相対づくの商法から来たところのものではありませぬので、少くともこの供出したものに対しては、乏しいながらも、その少い貴重な綿製品等を報奨の形で出す。而も価格は厳守するという建前であつたのであります。が、時たま

たま経済界のかような変動のために、甚だしいものは少くとも半額、或いは半額以上の差を生じてしまつたと、こういうふうな状況であります。ところが醇朴な農村にいたしましては、新潟県を筆頭に、すでに早く供出完了の所は年内に、十一月以降からすでもう報奨物資はぜん／＼と配給されておる。かような次第でありまして、とにかく醇朴な農民程先に品物を引取つておる。かような情勢であるのでありますので、これは恐らく政務次官会議でも、主務省の農林政務次官は、十分皆さんに納得の行くように御説明された

と存じます。が、さうな点でありますので、これは恐らく二十四年度の報奨物資全体につきまして、全額、この約三割十六億何がしになるかと思ひますが、これはいろいろその筋の方面がむずかしいという点がありましようと思ひます。これははつきりとした線が答えできなくても、とにかく何らかの線でそれを出す方法の一つお示し願ひたいと、かように思うのであります。さうな点でとにかく今回の、先程私が申しました手形を処理するために、一応安本政務次官から申されたあの処理の方法、一応品物は返さなくても、滞貨しておる品物についてさうした処置を採る。その他渡された、引受けしたものに對する処置というものは第二段に、直ちに私が申しましたような線に沿つて考えて下さるかどうか。その点を一つお伺ひしたい。

それから自転車その他の雑品の問題であります。が、この問題も先程農林政務次官からもお話がありました。が、これも同様な線に沿つて御処理願うことに進めて下さるかどうか、その点をお聴かせ願ひたい。こう思うのであります。

午後三時三十分速記中止

午後三時五十六分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。

それは報奨物資の問題は懇談の際にお聴き及びの通りでありますから、本日はこの程度にいたしたいと思ひます。明日は大蔵大臣の出席を求めまして、この問題をもう一度この委員会でも取り上げることになつたと思ひます。

○北村一男君 大蔵大臣ばかりでなしに農林大臣、安本長官と三者揃わんと又逃げられる虞れがありますから……

○委員長(楠見義男君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(楠見義男君) 速記を始め

それでは北村さんの御希望もありますので、大蔵大臣、農林大臣、安本長官の三大臣の出席を求めてこの問題を取扱う。若しそのうちの一人でも差支がありますれば、三大臣揃うたときに始めることにいたします。

○委員長(楠見義男君) それでは日程に従つて今日は植物防疫法案を議題にいたします。他に公報に四つの法律案が載つておりますが、いずれも予備審査でありまして、この植物防疫法案だけは本委員会に本付託になつておりますので、この方を先に御審議を願うことにいたします。

最初に政務次官から提案理由の説明を伺うことにいたします。

○政府委員(坂本實君) 植物防疫法案につきましてその提案理由を御説明申上げたいと思ひます。

農業生産の安全を確保し、更にその増進を計りますためには、国内の防疫を行うと共に、海外からの新しい病虫害の侵入を防止して、作物のかかる病虫害による損害を防止いたしますことが重要な要素なのであります。海外からの病虫害の侵入防止につきましては、従来輸入植物検査法によりまして植物の輸出入に伴う検査事業を実施して来たのであります。又国内におります病虫害の対策としては、明治二十九年制定せられました害虫駆除予防治法がありますが、この法律の制定當時は、病虫害の防除に対する知識水準が極めて低く、農業者の自主的防除を期待することが困難でありましたので、現在からすれば一般的な病虫害を対象とした地方長官がその防除方法を定めて農業者に防除を行はせるといふことが建前とされましたので、特殊な病虫害を絶滅し、又は蔓延を防止するために特別の措置を採るというふうなことは、全く考慮されていなかったものであります。その結果、新しく国内に侵入した病虫害やその他の特殊な病虫害

虫に対しまして、国又は地方公共団体が必要な措置を講ずることができなかつたために、幾多の病虫害が蔓延し着して農作物に重大な損害を與えるようになったのであります。この法律は以上のような欠陥を補うため、害虫駆除予防治法を改廃いたしまして、馬鈴薯輪腐病のような新たに海外から侵入したもの又は蜜柑蠅、馬鈴薯凋萎病のような国内の全く一部に存在している恐るべき病虫害につきまして、その伝播蔓延を防ぐのみでなく、更にこれらをその存在地区内で絶滅するため、国におきまして強力な防除措置を講じ得るようにしたのであります。

又国内の種の移動に伴つて恐るべき病虫害が伝播蔓延することが多いので、これを防止するため、このような恐れのある種の検査を実施しうるようになつた。これに従来の輸出入植物検査法を若干強化改正いたしまして整理統合し、國際的、国内的な植物の防疫に關する一貫した法律を立案したのであります。

以上がこの法律を提出した理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(楠見義男君) 一応提案理由は伺ひましたが、技術的の部分も多いと思はれますし、尙従来の法律二本をこの法律に統合しておる関係もありまして、細かい点について事務の方から事前に説明して頂くと、審査上都合がよいと思ふのですが、どうぞ説明して下さい。

○政府委員(藤田巖君) お手許にお配りをしてあります資料は植物防疫法提案理由、植物防疫法の要綱、植物防疫

法案、法案中議員修正依頼の件、これは後で御説明いたします。それから植物防疫法対象の病虫害被害状況と輸出入植物の種類、数量、植物防疫法案關係予算一覽表、動植物検査所定員配置予定表、植物検査所機構圖、害虫駆除予防治法、輸出入植物検査法關係法律條文拔萃、かういふふうなものであらうかと思ひます。

大体この植物防疫法の主要点を御説明を申上げたいと思ひます。先程政務次官から提案理由の御説明にもございした通り、この法律は従来ございした輸出入植物検査法、それからもう一つは明治二十九年に制定せられました古い法律であります。害虫駆除予防治法、前者は輸出入の植物に伴う検査事業であります。後者は国内の病虫害の対策であります。最近の情勢に対応いたしまして、この二つの法律を一つにまとめて、内外打つて一丸とした一貫したところの防疫、防除態勢を確立したいということが、この植物防疫法の主要理由であるわけでありま

す。法案につきまして、ちよつと開きを取しまして主要点を御説明して参ります。

第一章の總則、第一條でございます。

ここにこの法律の趣旨が書いてあるわけでありまして、大体この植物防疫法の狙ひは三つございまして、一は國際植物検査、二は國內植物検査、三は緊急防除、この三つであるわけでありまして、で一番初めの國際植物検査と申しますのが、従来の輸出入植物検査法と大体その骨子は同様であります。若干不備な点を補ひまして新しく規定をいたしましたのであります。それから国内検査及び緊急防除の点につきましては、

新しい事態に即しまして、新規の規定が追加されておるわけでありまして、それでこの定義でございしますが、第二條に定義がございましてこの法律で「植物」とは、顯花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物で、次項の有害植物を除くものをいふ。かういふふうに書いてございまして、農作物、樹木等の顯花植物の外、しだ類、或いはせんたい類に属する植物及びその部分、種子、果実は勿論、明かに種子としての原形を有しておる「むしろ」とか「こも」とか、さういふふうな簡単な加工品も含めまして、その対象にいたしております。それから有害植物、これは「真菌、細菌、粘菌、寄生植物及びウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいふ。」かういふふうに規定をいたしておるわけでありまして、ちよつと例を申上げますと、例えば真菌と申しますのは、例えばいもち病の菌でございすとか、或いは稲の胡麻葉枯病菌でありますとか、麦のさび病の菌、或いは甘藷の黒斑病の菌、かういふふうなものでございす。それから粘菌と申しますのは、これは大根、菜種、白菜等十字科植物の根腐病菌。それから細菌と申しますのは、稲の白葉枯病、大豆の細菌性斑点病菌、それから馬鈴薯の輪腐病菌、林檎の根頭腫瘍菌、かういふふうなもの。それから寄生植物は、これはやどり木、土たおし、豆たおし、南蛮きせり、かういふふうなもの。それから間接に有用な植物を害するものといひますのは、例えば媒病菌でありますとか、地衣類等がこれに該当するものであります。その次にこの法律で「有害動物」といひますのは、「昆虫、だに等

の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいふ。」とございしますが、昆虫といふのは、これは例えば螟虫とか、貝殻、虫とか、こくぞう虫等でありまして、だにといひますのは、こなじらみ、麦の赤だに、果樹のさびだに等、それから線虫は、これは例えば稲の線虫、心枯、それから麦の穀実の線虫、甘藷の根腐線虫、かういふふうなもの、それから脊椎動物としてありますのは、これは野鼠でございすとか、もぐらでございすとか、野兎、かういふふうなものを予定しております。かういふふうなものを全部包含いたしまして、この法律にいわゆる有害植物と有害動物の対象としたしております。

次にこの第三條、第四條及び第五條は、これは植物防疫官及び植物防疫員に關する規定でございまして、先程申しました國際植物検査、或いは国内植物検査、緊急防除、これらの仕事に従事させるために、植物防疫官を農林省に設置をいたす。従来これは輸出入植物検査法に基きまして、輸出入植物検査に従事をしておりました植物検査官、これを今度植物防疫官と改称をいたしましたのであります。それから向この植物防疫官の外に、第三條の二項にございすように、防疫の仕事は、これは事業の性質上年間を通じて必ずしも事業量が一定しておりませんし、又特定の時期に非常に沢山の人間を必要とするというふうな場合もございすので、「植物防疫官が行う検査又は防除の事務を補助させるため、農林省に植物防疫員を置くことができる。」とかういふふうな規定があるのであります。現

在防疫員はどのくらいあるかと申します。これは先程申し上げました資料のうちで、動植物検疫所定員配置予定表というものをお配りしてございます。二十四年度の大体動植物検疫所は、横浜、神戸、門司、この三つに検疫所が、本所がございまして、それにそれぞれ出張所がついておるわけです。二十四年度の職員数は全部で二百九名でございまして、今回の植物防疫法の制定に伴いまして、四十四名増加を認められまして、二十五年度の職員数といましては二百五十三名、こういうふうな増加をいたしております。

それから次にこの植物防疫官の権限のところでございますが、これは病菌、害虫等の発見及びそれに伴う防疫措置を採らせるために、植物防疫官に、住居を除きまして必要な場所へ立入検査する、或いは質問をする権利、或いは資料の蒐集をする権利、こういうふうなことを與えました外、必要があります場合は、関係者に消毒を命じ得るといふような権限を與えております。この新しい植物防疫官の権限と、従来の輸出入植物検疫法の規定による植物検疫官との権限を較べますと、職務権限が減つております。従来の植物防疫官では廃棄をする処分をしますとか、廃棄をする権限でございまして、或いは輸入の禁止をいたしますとか、その外必要な職務の権限があつたのでございまして、今回のこの植物防疫官はただ消毒以外の処分はできない。消毒をすることができ、かように相成つております。それから更にこの消毒の結果によりまして、通常生ずべき損失がございしますれば、これは損失を補償をしなきやならない、かような規定に相成

つております。これが第四條の三項。それから尙、従来は植物検疫官は司法警察官吏の職務が行えるわけでありまして、例えば臨検、検査、捜査、差押、こういうふうな権限があつたのでございしますが、今回の植物防疫官はそのうちの限られた権限でございまして、いわゆる犯罪捜査のための仕事、こういうふうなものは、捜査、差押等の仕事はできないのでありまして、これは必要があります場合は、いわば司法警察官吏の協力を求めてこれをやる、こういうことにならなければならぬと考えております。従つてここで、「第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」つまり犯罪捜査の目的で行うものでないということを特に明示しております点が、従来の植物検疫官と今回の植物検疫官との権限上の差違でございします。

それから尙その外五條にございします証票の携帯及び服制の関係、これは従来と大体同じような規定でございします。それが総則でございします。その次の國際植物検疫、これが第六條から第十一條までが國際植物検疫の規定でございします。この規定の内容は、先程申します通り、現行法の輸出入植物検疫法とはほぼ同様でございします。主として條項の整理に止めておりますわけでありまして、改正をいたしました主な点を申述べて見ますと、その主な点の一つは、輸入検疫を行います植物の範圍を擴張をいたしまして、食糧、例えば米、麦、雜穀等の食糧、穀、こも等の加工品というものを新しく追加をいたしました、それが範圍が擴張されております。更にこれらの輸入については、原則として外國の検疫證明書を添付を要求する、そういうふうなこの新しい第六條の第一項に規定されておる点が變つております。第一輸入禁止品のうちで省令で定める植物、例えば果物でございしますとか、或いは馬鈴薯でございしますとか、そういうふうなものにつきましては、省令で植物を決めます場合に、農林大臣が予め公聴会を開いてこれを決定する。特に輸入を許可いたしなす場合は、それに條件を附するということも明らかいたしましたのであります。これが第七條の第二項及び四項がそれに關係する規定であります。それから第三項は、芋類でありますとか、或いは球根類のバイラス病のようなものは輸入港、つまり海港又は空港、つまり飛行場において規定の検査を行いますだけではどうしても分らないものもありまして、一定の期間栽培をいたしまして、それによつて初めて病菌が発見されるということでありまして、單に海港又は空港における規定の検査だけでは検疫の目的が達せられませんが、止むを得ない措置をいたしまして、隔離栽培を行なつてこれを検疫するという制度を新しく規定いたしました。それが、第八條の第七項がこれに該当する規定であります。その他若干の点につきまして、詳細な規定を置きますとか、或いは又一定の事項について公聴会を開くという規定を置きました点が相違点でございまして、それ以外は大体従来の輸出入植物検疫法とは同じでございします。

それから次に第三章でございします。が、この第三章は十二條から十六條まで、これが第三章でございします。これはいわゆる國內植物の検疫の問題でございします。病菌、害虫の中には種苗、種によつて伝播するものが非常に多いのでありまして、優良な種苗を確保してこれらの伝播を防止するということが、農作物の損害を防止するために極めて重要であるわけでありまして、このために農林大臣が先ず第十三條によりまして、予め公聴会を開きまして、検査を行う必要のあるものと認める種苗の指定をいたすわけでありまして、その指定を受けた種苗の生産者は、毎年その種苗の栽培地で栽培中に、植物防疫官の検査を受けたければならないというふうなことを、外、その検査に合格したものでなければ他にこれを譲渡したり、又は他府県へ移動してはならない。尙この検査だけで目的を達することができません場合は、生産物等についても検査を併用する。それから又以上の規定の効果を確認いたしますために、これらの規定に違反して移動いたしました植物があるときは、これを廃棄することができ、それから又農林大臣が「検査の系統及び方法並びに検査の結果行う処分の規定」を定める場合は、公聴会を開いてこれを決定する。このような考え方で國內の植物検疫を行うというふうなことを指定する種苗として考えておりますものは、馬鈴薯、或いは甘藷の苗木、こういうふうなものを考えておりますわけでありまして、尙この章の規定によります検査には、実費を超えない範圍におきまして、手数料を徴収することができるといふふうな考えでおるわけでありまして、大体それが國內植物検疫

のやり方であります。次に緊急防除でございします。これは第十七條から第二十一條までが緊急防除の規定でございします。これは海外から新しく侵入をいたしました病害虫、又は國內の一部に存在してある病害虫が外の地方に蔓延する、或いは農家に重大な損害を與えるという虞れのある場合、つまりまだ一部しか発生していないが、抛つておけばそれが非常に拡大する虞れのある場合、又は國內に存在する病害虫等のために植物の輸出が阻害される、外國のクレームがつきまして、日本から輸出することを禁止されるという虞れのある場合、こういうふうな場合には防除区域でありますとか、或いは期間、或いは種類、内容等の事項を告示いたしました防除を行うというふうにいたしてあります。この防除の目的は、今後農業生産に測り知れない損害を與える心配のある病害虫の広い範圍に蔓延するのに先立つて、これを局部的な場合に、局部的な段階において絶滅する、又その蔓延を防止して禍根を絶つ、こういうふうな考え方です。農林大臣が必要な限度において、作付の制限又は禁止或いは増反制限又は禁止又はその他必要と認めるものの消毒、除去、廃棄処分等の命令を行うことによりまして、その規定が、第十八條の第一項、第二項がその命令を出し得ることを書いてあるわけでありまして、但し止むを得ない場合におきましては、前記の公表を省略いたしました、植物防疫官に直接消毒或いは又廃棄等の処分を行わせることができるというふうな規定に相成つ

ております。向これらの防除を行うに当りまして、必要があるときには、これは十九條の第一項、第二項等によりまして、都道府県農業協同組合或いは共済組合というような、農業者の団体でありますとか、或いは又防除業者に協力をすることを命令して、協力させることができる。その場合には、この第三項によりまして防除の協力をさせたときには、国はその費用を弁償しなければならん、そういうふうにいましております。更にこうした防除の処分によつて損失を受けたものに対しましては、申請に基づきまして通常生ずべきところの損失を補償する、かような規定が二十條の本文に書いてあります。補償金額を定めます場合は、ここにございまして、その地区の農業者を含む三人の評議員を選定いたしました意見を聴く、そしてその金額を決定する。この場合補償を伴う処分は予算の範囲内においてのみ、予算上の金額を超えない範囲内でしなければならん、かように相成つております。これは補償金額というものが、やはりこれを国が義務として支出いたします場合は、やはり国会の議決を経た予算の範囲内で金を出さないというふうなことからいたしまして、かような規定をおいておるわけでありまして、併し一方は予算がなければ、そうすると緊急な場合に間に合わないのじやないかというふうな意見も又出ようかと思つておりますが、やはり現在の財政需要から申しますと、全然予算を組まないでほとんど処分をいたしまして、これに伴う補償を無條件に出すといふことも現在の財政上からちよつとできないような感じがございまして、これはやはり

り予め予算を計上いたしまして、その範囲内におきまして処分をする、こういうふうな建前になつております。實際問題といたしましては、この緊急防除はその性質上先程申しましたように、全面的に広く拡がったのじやなくして、広く拡がる場合に、これを食い止めると、こういうふうな考え方でやつておりますわけでありまして、そうさして實際には多額の補償を要する場合は極めて少いと考へております。現在二十五年度に取られております予算の中で、害虫駆除予防費というものが約九百六十万円ばかり計上されております。そして我々の考へ方といたしましては、一応この九百六十万円の一部をこれに当てようと思つております。向この病害虫の発生状況によりましては、必要がありまして場合は更に別途予算を要求いたしまして、これを取りたいと、差当り簡単なものでございまして、この九百六十万円の範囲内において害虫を防除するといふことは、当然でき得るというふうな考へております。現在この緊急防除を実施する対象といたしまして考へておりますのは、例えば甘藷の根腐線虫でありますとか、或いは馬鈴薯の輪腐病でありますとか、馬鈴薯の凋萎病、萎びるといふ凋萎病、或いは密柑蠅等も考へております。それから又情勢によつてはアメリカシロヒトリもこれに入れなければならんと思つておるわけでありまして、その他いろいろこれに入れることについて研究をいたしておりますもの、例えば野菜の象虫でありますとか、或いは大豆の新病害等があるかと思ひます。こういうふうな最近新しい病氣も段々発見をされますので、そういうふうなものが発見されますれば、これが蔓延しない先に、先だつてこの緊急防除によつてこれを絶滅したいといふふうな考へております。それから又緊急防除をしなければならぬような有害な動植物は、いづどこに発生するか分らないわけでありまして、この二十一條によりまして都道府県知事に報告の義務を負わせる。そういうふうな虞れがあると認めました場合には、この旨を農林大臣に報告しなければならんといふことに報告の義務を課しまして、国の処置が手遅れにならないように措置をして参りたいと思つておるのであります。

それから現在問題になつております松くい虫、これにつきましては従来から日本に普遍的におりました害虫でございまして、而もその防除の方法は本法で対象とする有害動植物の場合と趣も異つておりますので、これは本法の規定を適用いたしませんで、別な法律で防除措置を採る。これは別途この国会において御審議になり、或いはすでに成立したかと思ひますが、松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律によつて規定されるということに考へております。それからその次は都道府県の防疫であります。これも都道府県も独自の立場から植物の防疫に関する條例を制定いたしまして、必要な防疫事業を行うといふふうなことは勿論であります。この種の規定によつてこの重要性を強調するといふふうな考へております。向これについては二項のような規定を置いておるわけでありまして、都道府県はこの防疫につきましては「他の都道府県において生産された種苗その

他の物の正当な流通を妨げないように留意しなければならぬ」というように趣旨を明らかにいたしております。それから六章はこれは不服の申立、それから七章は罰則でございまして、これはお読み頂けば大体分ると思ひますので省略をいたします。それから附則についてちよつと申し上げて置きたいと思ひますが、この法律は昭和二十五年四月一日から施行すると、かように相成つております。実は相当前から期間の余裕を存しまして、司令部方面にアブルグアルの申請をいたしたのであります。当初といたしましては、この四月一日から施行することができるとして進めたのであります。ところが、手続の都合上非常に遅れましたので、アブルグアルを得ましたのが極く最近でございまして、最早四月一日施行といふことも事実上これはできないことと相成りますので、これは何とかこれを提案をいたします前に期日を変更して頂きたいということを開係方面にお話をしたのでございまして、手続その他の関係もあるから、国会で一つこれは直して貰えということに相成つておりますので、甚だ恐縮でございまして、よろしく御審議を頂きたいと思つております。

それからこのうち、経過規定の中で農業災害補償法の改正をいたしております。これは「農業共済組合は、その組合員が植物防疫法の規定に違反した場合に、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該組合員に対して共済金の支拂の義務を有しない。」組合員が当然この防疫法に違反したような場合においては、その共済金支拂の義務は負わないということに明らかにいたしたわけでありまして、それからその次に物品の無償貸付及び譲與等に関する法律の改正、これは「地方公共団体、農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行う者に對し植物の防疫を行うため必要な動力噴霧機、動力散粉機、動力煙霧機その他の防除用機具を貸し付けるとき」にこれは無償で貸し付けることができるというふうな規定にこれを改正いたしました。つまり無償貸付の條項の中に、この一項を附け加えましたわけでありまして、これは昭和二十五年年度の予算に……予算に、これは予算の関係、予算一覧表を御覧頂ければ分りますが、このうち、備品費の千六百四十九万四千六百十円とございまして、このうち千六百十円というものが動力噴霧機及び動力煙霧機というものを、国が約二百三十台購入をいたします費用であります。それを国が購入をいたしまして、適当な場所に備え付けをさせて置きまして、そして一旦稻熱でございまして、うんかでございまして、いろいろ防除をする必要が起きました場合に、これを無償で貸し付ける。公共団体或いは農業者の団体、その他のものに対してこれを無償で貸し付けます。そういうことによつて徹底的に、機動的に一斉防除を実行したいというふうな趣旨で考へておりますのであります。その際の無償貸付の規定が必要でございまして、これを附則において書いておるといふようにいたしましたわけでありまして、大体以上が今回提案をいたしております植物防疫法の概略でございまして、○委員長(橋見義男君) それでは本日

はこの程度にしまして、尙詳細御検討の上、明日から質疑を始めることにいたします。本日はこれで散会いたします。

午後四時三十九分散会

出席者は左の通り

委員長 楠見 義男君
理事 羽生 三七君
石川 準吉君
藤野 繁雄君

委員

門田 定藏君
北村 一男君
深水 六郎君
山崎 恒君
岡村文四郎君
小川 久義君

政府委員

農林政務次官 坂本 實君
経済安定 西村 久之君
政務次官 西村 久之君
農林事務官 藤田 巖君
(農政局長)

三月三十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、植物防疫法案

植物防疫法案

植物防疫法

目次

第一章 総則(第一條―第五條)
第二章 国際植物検疫(第六條―第十一條)
第三章 国内植物検疫(第十二條―第十六條)
第四章 緊急防除(第十七條―第二十一條)

第五章 都道府県の防疫(第二十二條)

第六章 不服の申立(第二十三條)

第七章 罰則(第二十四條―第二十七條)

附則

第一章 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農産生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「植物」とは、顯花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物(その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む。)で、次項の有害植物を除くものをいう。

2 この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌、細菌、寄生植物及びバラスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。

3 この法律で「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用の植物を害するものをいう。

(植物防疫官及び植物防疫員)

第三條 この法律に規定する検疫又は防除に従事させるため、農林省に植物防疫官を置く。

2 第三章又は第四章の規定により植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を補助させるため、農林省に植物防疫員を置くことができる。

3 植物防疫員は、非常勤とする。

(植物防疫官の権限)

第四條 植物防疫官は、有害動物又は有害植物が附着しているおそれがある植物又は容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機に立ち入り、当該植物及び容器包装等を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、当該植物又は容器包装を無償で集取することができる。

2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認められた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、植物防疫官は、当該植物、容器包装、土地、貯蔵所、倉庫、事業所、船車又は航空機を所有し、又は管理する者に対し、その消毒を命ずることができる。

3 前項の場合には、第二十條第一項の規定を準用する。

4 第一項の規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(証票の携帯及び服制)

第五條 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帯し、且つ、前條第一項の規定による権限を行うとき、又は関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

2 植物防疫官の服制は、農林大臣が定める。

第二章 国際植物検疫

第六條 輸入する植物及びその容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、且つ、その検査の結果有害動物及び有害植物が附着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写を添附してあるものでなければ、有害動物又は有害植物が附着するおそれがあるため、輸入してはならない。但し、植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物及びその容器包装であつて、この章の規定により特に精密な検査を受けたものについては、この限りでない。

2 植物及び次條第一項に掲げる禁止品は、郵便物として輸入する場合を除き、省令で定める港及び飛行場以外の場所へ輸入してはならない。

3 植物及び次條第一項に掲げる禁止品は、小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外の郵便物として輸入してはならない。

4 植物又は次條第一項に掲げる禁止品を小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外の郵便物として受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えて動植物検疫所に届け出なければならない。

(輸入の禁止)

第七條 何人も、左に掲げる物(以下「禁止品」という。)を輸入してはならない。但し、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、省令で定めるもの

二 有害動物又は有害植物

三 土又は土の附着する植物

四 前各号に掲げる物の容器包装は、同項の許可を受けたことを証する書面を添附して輸入しなければならない。

3 第一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができ、農林大臣は、第一項第一号の規定による省令を定めようとするときは、あらかじめ公聴会を開き、利害関係人及び学識経験がある者の意見を聞かなければならない。

(輸入植物等の検査)

第八條 植物又は禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その旨を動植物検疫所に届け出て、その植物又は禁止品及び容器包装につき、現状のままで、植物防疫官から、第六條第一項の規定に違反しないかどうか、禁止品であるかどうか、並びに有害動物及び有害植物(農林大臣が指定する有害動物及び有害植物を除く。本條及び次條において同じ。)があるかどうかについての検査を受けなければならない。但し、第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場合は、この限りでない。

2 前項の検査は、第六條第二項の港又は飛行場の中の植物防疫官が指定する場所で行う。

3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことができる。

4 通関手続をする郵便局は、植物又は禁止品を包有し、又は包有している疑のある小形包装物、商品見本又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物植物検疫所に通知しなければならない。

5 前項の通知があつたときは、植物防疫官は、同項の小形包装物、商品見本又は小包郵便物の検査を行う。この場合において、検査のため必要があるときは、郵便局員の立合の下に当該郵便物を開くことができる。

6 前項の検査を受けていない小形包装物、商品見本又は小包郵便物であつて植物を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を動物植物検疫所に届け出て、植物防疫官の検査を受けなければならない。

7 省令で定める種苗については、植物防疫官は、第一項、第三項、第五項又は前項の規定による検査の結果、有害動物及び有害植物があるかどうかを判定するため必要があるときは、省令の定める所により、当該植物の所有者に対して隔離栽培を命じてその栽培地で検査を行い、又は自ら隔離栽培を実施することができる。

(廃棄、消毒等の処分)
第九條 前條の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があつた場合は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対し、植物防疫官立会の下にこれを消毒し、若

しくは廃棄すべきことを命じなければならない。

2 植物防疫官は、第六條、第八條第一項若しくは第六項の規定に違反して輸入された植物及び容器包装を廃棄し、又はこれを所持している者に対して植物防疫官の立会の下にこれを廃棄すべきことを命ずることができる。第八條第七項の規定による隔離栽培の命令の違反があつた場合において、その違反に係る植物についてもまた同様とする。

3 第七條の規定に違反して輸入された禁止品があるときは、植物防疫官は、これを廃棄する。

4 前條の規定による検査の結果、当該植物及び容器包装が第六條第一項の規定に違反せず、禁止品に該當せず、且つ、これに有害動物及び有害植物がないと認めるときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければならぬ。

(輸出植物の検査)
第十條 輸入国がその輸入につき輸出の検査証明を必要としている植物及びその容器包装を輸出しようとする者は、当該植物及び容器包装につき、植物防疫官から、それが当該輸入国の要求に適合していることについての検査を受け、これを輸出してはならない。

2 前項の検査は、動物植物検疫所で行う。但し、植物防疫官が必要と認めるときは、当該植物の所在地において行うことができる。

3 輸入国がその輸入につき栽培地

における検査を要求している植物その他省令で定める植物については、あらかじめその栽培地で植物防疫官の検査を受け、その検査に合格した後でなければ、第一項の検査を受けることができない。

4 植物防疫官は、輸入国の要求に応ずるため、必要があると認めるときは、第一項の検査を受けた物について再検査をすることができ

(委任規定)
第十一條 この章に規定するものの外、検査の手続及び方法並びに検査の結果行ふ処分の基準は、農林大臣が定めて公表する。

2 前項の場合には、第七條第四項の規定を準用する。

第三章 国内植物検疫
(国内検疫)
第十二條 農林大臣は、新たに国内に侵入し、又は既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物のまん延を防止し、優良な種苗を保全するため、この章の規定により検疫を実施するものとする。

(検査)
第十三條 農林大臣の指定する繁殖の用に供する植物(以下「指定種苗」という。)を生産する者(以下「種苗生産者」という。)は、毎年その生産する指定種苗について、その栽培地において栽培中に、植物防疫官の検査を受けなければならない。

止する目的を達することができないと認めるときは、指定種苗の栽培前若しくは採取後における検査をあわせて行うことができる。

3 植物防疫官は、第一項又は前項の規定による検査の結果、指定種苗に農林大臣の指定する有害動物及び有害植物がないと認めるときは、当該種苗生産者に対して、合格証明書を交付しなければならない。

4 指定種苗は、前項の合格証明書又は植物防疫官の発行するその謄本若しくは抄本を添付してあるものでなければ、譲渡し、譲渡を委託し、又は当該検査を受けた栽培地の属する都道府県の区域外に移出してはならない。

5 植物防疫官は、第一項又は第二項の規定による検査により、第三項の有害動物又は有害植物があると認めるときは、その検査を中止し、当該種苗生産者に対し、当該有害動物又は有害植物を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要と認める事項を口頭又は文書により指示しなければならない。

6 前項の指示を受けた種苗生産者は、当該指示に従つて必要な駆除予防をした場合には、植物防疫官に対し、当該指定種苗について第一項又は第二項に規定する検査を継続すべきことを申請することができる。

7 第一項の指定をする場合には、第七條第四項の規定を準用する。

第十四條 植物防疫官は、前條第四項の規定に違反して譲渡され、譲渡を委託され、又は移出された指定種苗を所持している者に対して、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

(手数料の徴収及び委任規定)
第十五條 農林大臣は、第十三條第一項の規定により検査を受ける者から、検査の実費をこえない範囲内において省令で定める額の手数を徴収することができる。

2 第十一條の規定は、国内植物検疫に準用する。

(適用除外)
第十六條 左に掲げる指定種苗については、前四條の規定は適用しない。

一 農林大臣の指定する地域で生産される指定種苗
二 国又は都道府県が生産し、且つ、自ら検査する指定種苗
三 種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗

第四章 緊急防除
(防除)
第十七條 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を與えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、森林害虫について、別に法律で定めるところにより防除が行われる場合

は、この限りでない。

2 農林大臣は、前條の規定による防除をするには、その三十日前までは左の事項を告示しなければならぬ。

- 一 防除を行う区域及び期間
- 二 有害動物又は有害植物の種類
- 三 防除の内容
- 四 その他必要な事項

(防除の内容)

第十八條 農林大臣は、前條第一項の防除を行うため必要な限度において、左の各号に掲げる命令をすることが出来る。

- 一 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着するおそれがある植物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止すること。
- 二 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること。
- 三 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、又は管理する者に対し、当該植物又は容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置を命ずること。
- 四 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがある農機具、運搬用具等の物品又は倉庫等の施設を所有し、又は管理する者に対し、その消毒等の措置を命ずること。

2 前條第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同條第二項の規定によるいとまがな

いときは、農林大臣は、その必要の限度において、同項の規定による公表をしない。

命令をし、又は植物防疫官に有害動物若しくは有害植物が附着し、若しくは附着しているおそれがある植物若しくは容器包装の消毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。

(協力命令)

第十九條 第十七條第一項の防除を行うため必要があるときは、農林大臣は、地方公共団体、農業者の組織する団体又は防除業者を防除に関する業務に協力させることができる。

2 前項の場合には、協力命令書を交付しなければならない。

3 第一項の規定により防除に協力させたときは、国は、その費用を弁償しなければならない。

(損失の補償)

第二十條 国は、第十八條の処分により損失を受けた者に対し、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定により補償を受けようとする者は、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の申請があつたときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない。

4 農林大臣は、前項の規定により補償金額を決定するには、少くとも一人の農業者を含む三人の評価人をその区域から選び、その意見を徴しなければならない。

5 第一項の規定による補償を伴うべき処分は、これによつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

(報告義務)
第二十一條 都道府県知事は、新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を與えるおそれがあると認めた場合には、その旨を農林大臣に報告しなければならない。

第五章 都道府県の防除
第二十二條 有害動物又は有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を與えるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、都道府県は、植物を検疫し、又は有害動物若しくは有害植物の防除に關し必要な措置をとることが出来る。

2 前項の場合には、他の都道府県において生産された種苗その他の物の正當な流通を妨げないように留意しなければならない。

第六章 不服の申立

(不服の申立)
第二十三條 左に掲げる者は、当該処分不服があるときは、処分を受けた日から二週間以内に農林大臣に不服の申立をすることが出来る。

一 第四條第二項の規定による命令を受けた者

二 第十條第一項又は第三項の規定による検査の結果不合格となつた者

三 第十三條第六項の規定による検査の結果不合格となつた者

四 第十八條の規定による命令を受けた者

五 第二十條第三項の規定による補償金額の決定を受けた者

2 農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、遅滞なく、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、当該申立人又はその代理人が証拠を呈示して意見を述べる機会を與えた後、当該申立に対する決定をしなければならない。

第七章 罰則

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項若しくは第二項、第七條第一項、又は第十三條第四項の規定に違反した者

二 第七條第三項の規定による許可の條件に違反した者

三 第八條第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受けるに當つて不正行為をした者

四 第十八條第一項の規定による命令に違反した者

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

三 第九條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、又は同條第一項から第三項までの規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第十條第一項の規定に違反し、又は同項同項の検査を受けるに當つて不正行為をした者

五 第十八條第二項の規定による命令に違反し、又は同項同項の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者

二 第四條第二項の規定による命令に違反した者

三 第六條第四項の規定に違反した者

四 第十條第四項の規定による再検査を拒み、妨げ又は忌避した者

五 第十四條の規定による命令に違反し、又は同條の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)
第二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は

人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

(廃止法律)

2 左に掲げる法律は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用に関しては、この法律施行後でも、なお従前の例による。

輸出入植物検疫法（昭和二十三年法律第八十六号）
害虫駆除予防法（明治二十九年法律第十七号）

3 この法律施行前に輸出入植物検疫法の規定に基いてした検査又は許可は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。

(農産災害補償法の改正)

4 農産災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十九條に第二項として次のように加える。

農産共済組合は、その組合員が植物防疫法（昭和二十五年法律第 号）の規定に違反した場合

第九十八條の下に「第九十九條第二項」を加える。

（物品の無償貸付及び譲與等に関する法律の改正）

5 物品の無償貸付及び譲與等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 地方公共団体、農業者の組織する団体又は植物の防疫事業を行う者に対し植物の防疫を行うため必要な動力噴霧機、動力散粉機、動力煙霧機その他の防除用機具を貸し付けるとき

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、家畜改良増殖法案

家畜改良増殖法案

目次

第一章 総則（第一條—第三條）

第二章 種畜（第四條—第十條）

第三章 家畜人工授精（第十一條—第三十二條）

第四章 雑則（第三十三條—第三十七條）

第五章 罰則（第三十八條—第四十一條）

附則

第一章 総則

（目的）
第一條 この法律は、種畜を確保し、その利用を増進し、その他家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の

振興を図ることを目的とする。

（家畜の改良増殖を促進する義務）
第二條 国又は都道府県は、第二章以下において規定する事項以外の事項であつても家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならない。

（定義）
第三條 この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の雄であつて、その飼養者が次條の規定による種畜証明書の交付を受けているものをいう。

2 この法律において「家畜人工授精」とは、牛、馬、めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいう。

第二章 種畜

（種付の制限）

第四條 牛、馬その他政令で定める家畜の雄は、その飼養者において、農林大臣が毎年定期に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものでなければ、種付（家畜人工授精を含む。以下同じ。）の用に供してはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 本邦（九州、北海道、四国、九州及びその附属の島をいう。）以外の地域又は第三十七條の規定により指定された島から輸入し、又は移入した家畜の雄であつて、その飼養者において、農林大臣が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものを種付の用に供する場合

二 疾病その他やむを得ない事由

によつて農林大臣が定期に行う検査を受けることができなかった家畜の雄であつて、その飼養者において、都道府県知事が臨時に行う検査を受け、種畜証明書の交付を受けているものを当該都道府県知事の管轄する都道府県の区域内において種付の用に供する場合

三 学術研究のため種付の用に供する場合その他省令で定める場合

2 前項の検査は、その家畜が省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患並びに繁殖機能の障害（以下「疾患」と総称する。）を有しないかどうかについて行う。

3 第一項の種畜証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を記載しなければならない。

（種付の禁止）
第五條 種畜が疾患にかかつていることを知りながら、これを種付の用に供してはならない。但し、前條第一項第三号の場合は、この限りでない。

（種畜証明書の有効期間）
第六條 第四條第一項本文の規定により農林大臣が定期に行う検査に基いて交付する種畜証明書の有効期間は、検査の日から一箇年とする。

2 農林大臣は、天災その他やむを得ない事由により前項の検査の日から一箇年以内に次の定期の検査を行うことができない場合には、同項の規定にかかわらず同項の有効期間を六箇月以内に限り延長することができる。

3 第四條第一項第一号及び第二号の規定により農林大臣又は都道府県知事が臨時に行う検査に基いて交付する種畜証明書の有効期間は、検査の日から一箇年を経過した日又は次の定期の検査の日のうちいずれか早い時までとする。

（種畜証明書の効力の取消又は停止）
第七條 農林大臣又は都道府県知事は、第三十五條の検査の結果、疾患にかかつていると認めた種畜について、その疾患の程度により、それぞれその交付した種畜証明書の効力を取り消し、又は停止することができる。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定により種畜証明書の効力を停止した場合において当該種畜の疾患がなおつたときは、すみやかにその停止を解除しなければならない。

（種畜の公示）
第八條 農林大臣は、第四條第一項本文又は同項第一号の種畜証明書を交付した場合、第六條第二項の規定により種畜証明書の有効期間を延長した場合、前條の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合、当該種畜の所在する都道府県を管轄する都道府県知事にその旨を通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けた場合、第四條第一項第二号の種畜証明書を交付した場合、前條の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を

解除した場合その他省令で定める場合は、その旨を公示しなければならない。

(種畜の飼養者の種畜証明書の呈示等)

第九條 種畜の飼養者は、種付を受けようとする家畜の飼養者その他省令で定める者から要求があつたときは、種畜証明書を呈示しなければならない。

2 種畜の飼養者は、種付台帳を備えて、種付に関する事項を記載しなければならない。

3 種畜の飼養者は、前項の種付台帳を五年間保存しなければならない。

4 種畜の飼養者は、種付を受けた雌の家畜の飼養者から種付証明書若しくは精液採取証明書の交付を要求されたとき、又はその種畜から家畜人工授精の用に供する精液(以下「家畜人工授精用精液」という。)を採取した家畜人工授精師からその精液採取に関する証明を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(種畜証明書の交付手続等)

第十條 この章に規定するものの外、第四條の検査の方法及び手続、種畜証明書の交付、書換交付、再交付及び返納その他種畜証明書に関する手続並びに前條の種付台帳、種付証明書及び精液採取証明書の様式に関する事項は、省令で定める。

第三章 家畜人工授精

(家畜人工授精の制限)

第十一條 家畜人工授精師でない者

は、家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを雌の家畜に注入してはならない。但し、學術研究のためにする場合、自己の飼養する雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、処理し、又はこれを自己の飼養する雌の家畜に注入する場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

第十二條 家畜人工授精用精液は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他家畜人工授精を行うため国又は都道府県が開設する施設以外の場所から採取し、又は処理してはならない。但し、家畜人工授精用精液を採取する回数が、都道府県知事の定める回数に満たない雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、又はこれを処理する場合並びに前條但書の場合は、この限りでない。

(家畜人工授精用精液の検査等)

第十三條 家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液を採取したときは、すみやかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

2 家畜人工授精師は、前項の検査の後すみやかに、省令の定める方法により、家畜人工授精用精液を容器に収めた上これに封かんを施し、且つ、家畜人工授精用精液証明書を添付しなければならない。但し、検査の後その場所において雌の家畜に注入する場合は、この限りでない。

3 家畜人工授精師は、第一項の検査の結果省令で定める異常を発見したときは、すみやかに種畜検査

委員又は地方種畜検査委員にその旨を届け出なければならない。

(家畜人工授精用精液の譲渡等の制限)

第十四條 前條第二項の封かんがなく、又は精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に注入してはならない。但し、第十一條但書及び前條第二項但書の場合は、この限りでない。

2 省令で定める品質の不良な家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に注入してはならない。但し、第十一條但書の場合は、この限りでない。

(家畜人工授精師)

第十五條 家畜人工授精師は、家畜人工授精師を備えて、家畜人工授精に関する事項を記載しなければならない。

2 家畜人工授精師は、前項の家畜人工授精師を五年間保存しなければならない。

(家畜人工授精師の免許)

第十六條 家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 家畜人工授精師の免許は、左の各号の一に該当する者でなければ、與えない。

一 獣医師

二 農林大臣の指定する者又は都道府県知事が家畜の種類別に行う家畜人工授精に関する講習会の課程を修了してその修業試験に合格した者

3 前項第二号に該当して家畜人工授精師の免許を與えられた者は、

その者が合格した同項の修業試験に係る家畜の種類についてのみ家畜人工授精師として業務を行うことができる。

(家畜人工授精師の免許を與えない場合)

第十七條 禁治産者又は准禁治産者には、前條の免許を與えない。

2 左の各号の一に該当する者には、前條の免許を與えないことができる。

一 精神病者又は麻痺若しくは大麻の中毒者

二 不具の者であつて、家畜人工授精師としての業務を行うのに支障があるもの

三 家畜伝染病予防法(大正十一年法律第二十九号)、種畜法(昭和二十三年法律第五十五号)、業事法(昭和二十三年法律第七十九号)、獸医師法(昭和二十四年法律第八十六号)若しくは家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)又はこれらの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者

四 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反した者

(家畜人工授精師免許証)

第十八條 都道府県知事は、第十六條の免許を與えたときは、家畜人工授精師免許証を交付しなければならない。

(家畜人工授精師の免許の取消及び業務の停止)

第十九條 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七條第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は家畜人工授精師から申請があつたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七條第二項各号の一に掲げる者に該当するに至つたとき又はこの法律若しくはこの法律に基く命令に基く処分違反したときは、その免許を取り消し、又はその業務の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、前項の処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

4 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

5 聴聞に際しては、当該処分に係る者に対して、当該事案について意見を述べ、且つ、証拠を呈示する機会を與えなければならない。

(家畜人工授精師免許等の効力)

第二十條 第十六條の免許及び前條の免許の取消又は業務の停止の効力は、全都道府県に及ぶ。

(名称の独占)

第二十一條 家畜人工授精師でなければ、家畜人工授精師という名称を用いてはならない。

(家畜人工授精師免許証の携帯等)

第二十二條 定家畜人工授精師は、家畜人工授精を行うときは、家畜人工授精師免許証を携帯し、且つ、家畜人工授精に係る家畜の飼養者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜

の飼養者から授精証明書の交付を要求されたとき又は家畜人工授精用精液を採取した雄の家畜の飼養者からその採取に関する証明を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(家畜人工授精師の届出)

第二十三條 家畜人工授精師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他省令で定める事項を、翌年一月三十一日まで

にその住所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

(家畜人工授精所の開設の許可)

第二十四條 家畜人工授精所を開設しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、国又は都道府県が開設する家畜人工授精所については、この限りでない。

(家畜人工授精所の開設の許可を與えない場合)

第二十五條 前條の許可は、申請に係る施設が、家畜人工授精を適確に、且つ、衛生的に実施するため必要な省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合には、與えない。

2 前條の許可は、当該施設の設置の場所が風紀上不適當であるときは、與えないことができる。

(家畜人工授精所の開設の許可の取消及び使用の停止)

第二十六條 都道府県知事は、家畜人工授精所の開設者から申請があつたときは、その開設の許可を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、定畜人工授精

所が前條第一項の構造、設備及び器具を欠くに至つたとき又は家畜人工授精所の開設者がこの法律若しくはこの法律に基く命令の規定若しくはこれらに基く処分を違反したときは、その開設の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

3 第十九條第三項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。

(家畜人工授精所の種畜)

第二十七條 家畜人工授精所の開設者は、都道府県知事が畜産に関する専門的知識又は経験を有する者の意見をきいて定めた規格に適合する雄の家畜も少くとも一頭所有し、若しくは占有し、又は他人の飼養する家畜であつて規格に適合するもの、家畜人工授精用精液を契約等により提供できるようにしておかなければならない。但し、家畜人工授精用精液の採取をしない家畜人工授精所については、この限りでない。

2 家畜人工授精所の開設者は、前項但書の場合を除き、同項の家畜の種類、名前、生年月日及び血統を都道府県知事に届け出なければならない。

(家畜人工授精所の管理)

第二十八條 家畜人工授精所の開設者は、みづから家畜人工授精師であつてその家畜人工授精所を管理する場合の外、その定畜人工授精所を管理させるために、家畜人工授精師を置かなければならない。

(家畜人工授精用精液提供の義務)

第二十九條 家畜人工授精所の開設

者は、その家畜人工授精所において家畜人工授精用精液の提供を求められたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

(名称の独占)

第三十條 家畜人工授精所でなければ、その名称中に家畜人工授精所たることを示す文字を用いてはならない。

(国又は都道府県が開設する家畜人工授精所等)

第三十一條 国又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他家畜人工授精を行うため国又は都道府県が開設する施設は、第二十五條第一項の構造、設備及び器具を備えなければならない。

(家畜人工授精師の免許の申請手続等)

第三十二條 この章に規定するものの外、第十五條の家畜人工授精簿の様式、第十六條第二項第二号の講習会及び修業試験の方法、家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設の許可の申請手続並びに家畜人工授精師免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、省令で定める。

第四章 雑則

(種畜検査委員及び地方種畜検査委員)

第三十三條 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、農林省に種畜検査委員を、都道府県に地方種畜検査委員を置く。

2 種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する農林省の職員のうちから農林大臣が任命する。

3 地方種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する都道府県知事の技術吏員のうちから都道府県知事が任命する。

(報告)

第三十四條 都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があるとき、種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は家畜人工授精師から種付その他必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第三十五條 農林大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があるとき、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜

人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液を収去させることができる。

2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入、質問、検査又は収去をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入、質問、検査又は収去は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(手数料の納付)

第三十六條 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で省令で定める額の手数料を納めなければならない。但し、国又は都道府県については、この限りでない。

手数料を納めなければならない者		金額
一 第四條第一項本文又は同項第一号の検査を受けようとする者	千	円
二 第四條第一項第二号の検査を受けようとする者	千	円
三 第十條の規定による種畜証明書の書換交付又は再交付の申請をする者	百	円
四 第十六條第一項の免許の申請をする者	千	円
五 第二十四條の許可の申請をする者	千	円
六 第三十二條の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付又は再交付の申請をする者	百	円

2 前項の手数料は、農林大臣の行う検査を受けようとする者及び農林大臣に対して申請をする者の納付するものについては国の、その

他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。
(適用除外)
第三十七條 政府は、政令の定める

ところにより、鳥を指定してこの法律の全部又は一部を適用しないことができる。

第五章 罰則

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項、第五條又は第十一條の規定に違反した者
二 虚偽又は不正の事実に基づいて、第十六條第一項の規定による免許を受けた者

第三十九條 第十二條、第十三條第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第二十一條又は第三十條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項若しくは第四項又は第二十二條第一項若しくは第二項の規定に違反した者
二 第九條第二項に規定する事項を種付台帳に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第十五條第一項に規定する事項を家畜人工授精簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者
四 第十三條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十四條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
六 第三十五條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十一條 第九條第三項又は第十

五條第二項の規定に違反した者は、二万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

一 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、政令で定める。

(種畜法の廃止)

二 種畜法は、廃止する。

(経過規定)

三 この法律施行の際、現に種畜法を受けている家畜は、この法律に規定する種畜とみなし、当該証明書は、第四條の規定により交付された種畜証明書とみなす。

四 この法律施行の際、現に種畜法の規定により設立されている家畜登録協会(以下「旧協会」という。)については、附則第二項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

五 旧協会であつてこの法律施行の日から起算して九十日を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

六 旧協会は、前項の期間内において、政令で定める手続に従い、他の法律に基く団体となることができる。

七 旧協会は、解散したときは、その解散の日から起算して九十日をこえない期間内において、清算を完了しなければならない。

八 第六項の政令には、事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)若しくは私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭

和二十二年法律第五十四号)の適用を排除し、又はこれらの規定に基く公正取引委員会の職権に影響を及ぼす規定を設けることができな

九 この法律施行の際、現に引き続

き一年以上家畜人工授精の業務を行つていた者は、この法律施行の日から二年間は、第十六條の規定により家畜人工授精師の免許を受けた者とみなす。

十 第二十二條第一項の規定は、前項の者が家畜人工授精師の免許を受けているとみなされる間は、適用しない。

十一 附則第九項の者は、この法律施行の日から三箇月以内に省令で定める手続により、都道府県知事に届けなければならぬ。

十二 前項の規定による届出をしない者については、同項の期間経過後は、附則第九項の規定は、適用しない。

十三 この法律施行の際、現に引き続

き一年以上家畜人工授精の職務を行つていた施設は、この法律施行の日から一年間は、第二十四條の許可を受けた家畜人工授精所とみなす。

十四 前項の施設の開設者は、この法律施行の日から三箇月以内に省令で定める手続により都道府県知事に届け出なければならない。

十五 前項の規定による届出がなかつた施設については、同項の期間経過後は、附則第十三項の規定は、適用しない。

十六 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

(事業者団体法の一部改正)

事業者団体法の一部を次のように改正する。

第六條第一項第三号中「二種畜法(昭和二十三年法律第五十五号)の規定に基いて設立された家畜登録協会」を削る。

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

自作農創設特別措置法の一部を改正する法律案

自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律

(自作農創設特別措置法の一部改正)

第一條 自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

第三條第一項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後これに該当するに至つたものは、この限りでない。

第三條第五項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後買収するものは、同年二月十日現在においても左に掲げる農地に該当していたものに限る。

府県知事の定めた率があるときは、その率)。(同條同項の規定により都道府県知事の定めた率があるときは、その率)及び(同條同項の規定により都道府県知事の定めた率があるときは、その率)を削り、同條に次の一項を加える。

第三項の土地台帳法による賃貸価格及びその有無は、昭和二十五年二月十一日以後買収する農地については、同年二月十日現在によつて定める。

第十五條第一項本文に次の但書を加え、同項本文中「若しくは第十六條第一項の命令で定める農地」とあり、同項各号中「又は第十六條第一項の命令で定める農地」とあるのを、第二十三條の規定による交換に因つて取得した農地及び第四十三條の第二項の決定のあつた農地に、第四項中「農地の時価を農地につき定められている第六條第三項の額」に改める。

但し、第二号に掲げる牧野、宅地又は建物については、昭和二十五年六月二十日までに申請があつたものに限る。

第十六條第一項中「及び政府の所有に属する農地で命令で定めるもの」を「第二十三條の規定による交換に因つて取得した農地及び第四十三條の第二項の決定のあつた農地」に改める。

第二十二條第一項及び第二項中「第十六條第一項の命令で定める農地を」次條の規定による交換に因つて取得した農地又は第四十三

條の二第二項の決定のあつた農地に改める。

第二十六條の二第二項中「農地の対価の徴収」を「農地の対価又は第二十三條の規定による農地の交換により生ずる交換差金の徴収」に改め、第三項及び第四項中「対価の下に」又は「又は交換差金」を加える。

第二十七條第一項中「一定の割合を超えるとき」の下に、「災害に因り当該農地につき著しい損壊を生じたときその他特に必要があると認めるとき」を加える。

第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

第二十九條第一項中「命令で定めるものを買い受けを第四十三條の二第二項の決定のあつたものを買い受けに、第二項中「命令で定めるものを」を「第四十三條の二第二項の決定のあつたもの」に、第二十六條の二及び前條を「及び第二十六條の二」に改める。

第二十九條の二中「命令で定めるものを」を「第四十三條の二第二項の決定のあつたもの」に改める。

第三十一條第三項を次のように改め、同條第四項中「前條」を「第三十條」に改める。

前項の対価は、中央農地委員会議が時価を参酌して決定する基準に従つて定める。

第三十八條第一項中「第三十一條第一項の規定にかかわらず、」の下に「命令で定める手続に従い」を加え、第二項中「第三十一條第二項第三項前段第四項」を「第三十一條第二

項乃至第四項」に改める。
第四十條の二第二項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後これに該当するに至つたものは、この限りでない。

第四十條の二第四項本文に次の但書を加える。

但し、昭和二十五年二月十一日以後買収するものは、同年二月十日現在においても左に掲げる牧野に該当していたものに限り。

第四十條の四第三項中「農地の時価」を「農地につき定められている第六條第三項の額」に改める。

第四十條の六第一項中「牧野で都道府県農地委員会が、省令の定めるところにより、」を「牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に関する権利で都道府県農地委員会が、省令の定めるところにより、農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものとして、」第三項中「第十六條第一項の命令で定める農地」を「次條の規定による交換に因つて取得した農地又は第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に、「第四十一條第一項第二号に掲げる牧野」を「第四十一條第一項第三号に掲げる土地物件又は権利」に改める。

第四十一條第一項中「政府は、」の下に「命令の定めるところにより、」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 第四十三條の二第二項の決定のあつた政府の所有に属する土地物件で、都道府県農地委員会

が、省令の定めるところにより、農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものとして指定したものを

三 第四十三條の二第二項の決定のあつた政府の所有に属する牧野若しくはその上にある立木、建物その他の工作物又は牧野の利用上必要な農業用施設若しくは水の使用に関する権利で、前号に掲げるもの以外のものを

第四十一條第二項中「第十七條、第十八條第一項乃至第三項第五項、第二十條、第二十一條」を「第十七條乃至第二十一條、第二十六條」に改め、「第十七條及び第十八條第一項」の下に、「第四項」を加え、「と読み替へるものとする。」を「と、」第十八條第四項中「十日」とあるのは、「二十日」と読み替へるものとする。」に改める。

第四十一條第三項中「第十八條第四項及び第十九條」を削り、第四項を次のように改める。

第一項の規定により同項に規定する土地を売り渡す場合には、前二項において準用する規定の外、

第二十七條の規定を準用する。

第四十一條第五項中「第十六條第一項の命令で定める農地」を「次條の規定による交換に因つて取得した農地又は第四十三條の二第一項の決定のあつた農地」に、「第四十一條第一項第二号に掲げる牧野」を「第四十一條第一項第三号に掲げる土地物件又は権利」に改める。

第四十一條の二第二項中「第三号」を「第二号」に第三項中「第三号の決定」を「第二号の指定」に改める。

第四十一條の三第一項中「本條」の下に「及び次條」を加え、「命令の定めるところにより、第三十七條第一項に掲げる者に売り渡し、若しくは賃貸すべきものと決定されたもの」を「第四十三條の二第二項の決定のあつたもの」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第四十一條の四 第四十一條第一項各号に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件を同項の規定により売り渡す場合又は前條第一項に掲げる土地を同項の規定により売り渡す場合における当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の対価は、左に掲げる額を基準として、これを定める。

一 第三十條、第三十三條第二項（第四十條の五第一項において準用する場合を含む。）、第三十六條、第三十七條又は第四十條の二の規定により買収して土地、権利又は立木、工作物その他の物件にあつては、当該買収における当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の対価（第三十四條第一項又は第四十條の五第一項において準用する第十二條第一項の規定による権利の消滅に対し、第三十九條第一項又は第四十條の五第二項の規定により交付した補償金を含む。以下本條において同じ。）

二 第四十一條第一項第二号若しくは第三号に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件又は第四十三條の二第二項の決定のあつた土地にあつては、当該決定のあつた当時における類似の土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収の対価に相当する額

三 第四十一條第一項第四号に掲げる土地にあつては、公有水面埋立法第二十二條の規定による竣功認可を受けた当時における近傍類似の土地の買収の対価に相当する額

四 第四十一條第一項各号に掲げる土地で、政府又は農地開発営団が昭和二十三年三月三十一日までに開墾を完了したものにあつては、前各号の規定にかかわらず、同日現在における近傍類似の農地につき定められた第六條第三項の額

第四十一條の五 第四十一條第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる土地（第四十條の二の規定により買収した牧野であつて第四十條の六第一項の規定により農地の開発又は開発後における土地の利用に供すべきものとして指定された牧野以外のものを除く。）の売渡を受けた者若しくはその昔から当該土地の所有権を承継した者が当該土地を農地の開発その他当該土地の売渡の目的以外の目的に供しようとするとき、又はその者が当該土地の売渡に際して政府の附した條件に違反したときは、政府は、命令で定める場合を除いて、その者に対して当該土地を買い取るべきことを申し入れなければならない。

前項の申入があつたときは、その時にその申入において定めた條

件によつて当該土地の売買が成立する。この場合における当該土地の対価は、前條第一号乃至第三号に掲げる土地にあつてはその売渡の額とし、同條第四号に掲げる農地にあつては、当該農地の売渡の日後十年以内に同項の申入をした場合に於ては、申入の時に於ける農地調整法第六條ノ二の額からその売渡の額を差し引いた額の十分の一に相当する額に売渡の日以後の経過年数（一年に満たない端数は、一年とする。）を乗じて得た額をその売渡の額に加算した額とし、当該農地の売渡の日以後十年を経過した後同項の申入をした場合に於ては、申入の時に於ける同法第六條ノ二の額とする。但し、売渡後造成された農地にあつては、近傍類似の農地の価格とする。

政府は、前項の規定により土地を取得したときは、遅滞なく第四十一條第一項に規定する者に当該土地を売り渡さなければならぬ。この場合における当該土地の対価は、中央農地委員会が時価を参酌して決定する基準に従つて定める。

第一項の規定による買取については、第十四條の規定を、前項の規定による売渡については、第四十一條第二項乃至第四項の規定を準用する。

第三項の規定により売り渡した土地については、前四項の規定を準用する。

第四十三條の次に次の二條を加える。

第四十三條の二 市町村農業委員会

（省令で定める場合にあつては、都道府県農地委員会）は、政府の所有に属する土地、権利又は立木、工作物その他の物件について、これを自作農創設の目的に供することを相当とする旨の決定をすることができる。

都道府県農地委員会は、政府の所有に属する土地について、これを第三十七條第一項に掲げる者に売り渡し、又は賃貸することを相当とする旨の決定をすることができる。

第一項の市町村農業委員会の決定は、都道府県農地委員会の承認を、前二項の都道府県農地委員会の決定は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

都道府県農地委員会又は都道府県知事は、前項の承認又は認可をするには、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管大臣の認可を受けなければならぬ。

第四十三條の三 行政財産たる土地

権利又は立木、工作物その他の物件につき前條第三項の承認又は認可があつたときは、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管大臣は、その用途又は目的を廃止し、且つ、農林大臣に対して当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管換（農林大臣の所管に属するものにあつては所属換。以下本條において同じ。）をしなければならぬ。

普通財産たる土地、権利又は立

木、工作物その他の物件につき前條第三項の承認又は認可があつたときは、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管大臣は、農林大臣に対して当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件の所管換をしなければならぬ。

農林大臣は、前二項の規定により所管換を受けたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に通知しなければならない。

第一項又は第二項の所管換の対価は、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件につき前條第一項の決定があつた当時に於ける類似の土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買収の対価に相当する額の範囲内とする。

第二項の土地が普通地方公共団体において管理の費用を負担した道路、河川、水路、港灣、堤、みぞ又はため池でそれらの用途を廃止したものであるときは、前項の対価は、その負担した費用の額の範囲内において、当該普通地方公共団体に交付する。

第四十四條中「第十六條（第二十八條第四項第五項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）第二十八條第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條」を「第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）第四十一條、第四十一條の三若しくは第四十一條の五第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）に、「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項を含む。）に、「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項を含む。）に、」を改める。

項において準用する場合を含む。）」を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）に改める。

第四十四條の二中「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）に改める。

第四十四條の三第一項中「第二十八條第一項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）に、第二項中「第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）第二十八條第三項（同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）を「第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）に、」を改める。

第四十六條第一項中「第二十八條第一項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）に、」を改める。

第四十六條の二 農林大臣は、第三十三條、第三十七條若しくは第四十一條の二の規定による買収又は第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による買収に因つて取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件を当該取得の目的に供しないことを相当と認めるときは、当該土地、権利又は立木、工作物その

十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）第四十一條第一項若しくは第四十一條の五第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）に、第二項中「第十六條（第二十八條第四項第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）若しくは第四十一條第一項の規定による当該土地の売渡若しくは第四十一條の三第一項に規定する」を「第十六條（第二十九條第二項において準用する場合を含む。）第四十一條の五第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による」に改める。

第四十六條第一項中「第二十八條第一項（同條第五項、第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）を「第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）に、」を改める。

第四十六條の二 農林大臣は、第三十三條、第三十七條若しくは第四十一條の二の規定による買収又は第四十一條の五第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による買収に因つて取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件を当該取得の目的に供しないことを相当と認めるときは、当該土地、権利又は立木、工作物その

他の物件を第十六條（第二十九條第二項）において準用する場合を含む。）、第四十一條第一項、第四十一條第三項第一項又は第四十一條の五第三項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、命令の定めるところにより、従前の所有者又はその一般承継人にその取得の対価に相当する額で売り渡さなければならぬ。

前項の場合において、土地の買収後十年を経過したとき、従前の所有者及びその一般承継人がないとき、又はこれらの者が同項の売渡に應じないときは、農林大臣は、同項の規定にかかわらず、当該土地、権利又は立木、工作物その他の物件を省令で定める者に時価で売り渡すことができる。当該省令で定める者が従前の所有者又はその一般承継人の承諾を得たときもまた同様とする。

第四十八條中「地区農地委員會」を「地区農地委員會」に改める。

第二條 この法律施行の際現に改正前の農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第六條ノ三第一項の規定により都道府県知事の定めたる率又は額のある地域における自作農創設特別措置法第六條第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

2 自作農創設特別措置法第四十一條第一項に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件でこの法律施行前に同法同條第二項において準用する同法第十八條第一項の売渡計画が定められたもの

については、同法第四十一條第二項及び第三項の改正規定は、適用しない。

3 自作農創設特別措置法第四十一條第一項第二号又は第三号に掲げる土地で昭和二十五年十二月三十一日までの期間内に同法第四十三條の第二項の決定の行われるものについては、この法律施行前に同條同項の規定に相応する従前の自作農創設特別措置法施行令の規定により市町村農地委員會又は都道府県農地委員會の決定があつたときは、当該土地の売渡の対価は、同法第四十一條の四第二号の規定にかかわらず、当該市町村農地委員會又は都道府県農地委員會の決定のあつた当該土地における類似の土地の買収の対価に相当する額とする。

4 改正前の自作農創設特別措置法第四十一條第四項において準用する同法第二十八條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定による買取によつて取得した土地は、改正後の同法第四十一條の五第一項の規定による買取によつて取得した土地とみなす。

5 この法律施行前に、自作農創設特別措置法第四十三條の第二項又は第三項の規定に相応する従前の自作農創設特別措置法施行令の規定による決定のあつたものは、自作農創設特別措置法第四十三條の第二項又は第三項の決定のあつたものとみなす。

6 自作農創設特別措置法第四十六條及び同法第四十六條の二の規定

は、改正前の自作農創設特別措置法第二十八條（改正前の同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定による買取に因つて取得した土地、権利又は立木、工作物その他の物件について準用する。（農地調整法の「一部改正」）

第三條 農地調整法の一部を次のように改正する。
「市町村農地委員會」を「市町村農業委員會」に改める。

第二條第一項の次に次の一項を加える。
本法ニ於テ自作農トハ耕作ノ業務ヲ営ム者ガ所有權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂ヒ、小作地トハ耕作ノ業務ヲ営ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、永小作權、地上權又ハ質權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂フ

本法ニ於テ自作採草地トハ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ所有權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル採草地ヲ謂ヒ、小作採草地トハ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、永小作權、地上權又ハ質權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル採草地ヲ謂フ

本法ニ於テ自作放牧地トハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ所有權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル放牧地ヲ謂ヒ、小作放牧地トハ養畜ノ業務ヲ営ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依ル權利、永小作權、地上權又ハ質權ニ基キ其ノ業務ノ目的ニ供スル放牧地ヲ謂フ

牧地ヲ謂フ

第二項、第六項及前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作若ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ耕作若ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタル者ガ有スル第二項、第六項及前項ニ掲グル權利ハ之ヲ当該耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム者ノ有スルモノト看做ス

本法ニ於テ自作農トハ自作地、自作採草地又ハ自作放牧地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム個人ヲ謂ヒ、小作農トハ小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム個人ヲ謂フ

第三條中「又ハ買取」を削る。
第四條第一項中「農地タル採草地又ハ放牧地並ニ」を削り、同項中「以下本條ニ於テ同ジ」を「以下本條及第五條ノ二乃至第五條ノ十七ニ於テ同ジ」に改め、同條第二項本文に次の但書を加える。

但シ農地、採草地又ハ放牧地ヲ耕作、採草及家畜ノ放牧以外ノ用ニ供スル為ニスル同項ニ掲グル權利ノ設定又ハ移轉ニ係ル場合並ニ抵当權ノ設定ニ係ル場合ヲ除ク

第四條第二項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号但書中「認可ヲ受ケタル場合」を「認可ヲ受ケ該面積ニ達セザルモ当該權利ノ取得ヲ相当ト認メタル場合」に改め、同号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号中「耕作、採草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的トセザル權利ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ」を削る

り、同号を第二号とし、第一号及び第七号として次の二号を加える。

一 小作地、小作採草地又ハ小作放牧地ノ小作農以外ノ者ガ当該土地ノ所有權ヲ取得セントスル場合但シ当該土地ノ小作農ガ当該權利ノ取得ニ応ゼザル場合ニシテ市町村農業委員會が命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ証シタル場合ヲ除ク

七 第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地若ハ放牧地、又ハ第五條ノ十四第一項（第五條ノ十六第六項及第五條ノ十七第二項）ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ讓渡セラレタル農地、採草地若ハ放牧地並ニ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、同法第四十一條第一項又ハ同法第四十一條の五第三項（同條第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ賣渡シタル土地ニ付前項ニ掲グル權利ヲ設定シ又ハ移轉セントスル場合但シ政令ヲ以テ定ムル特別ノ事由アル場合ヲ除ク

第四條第三項中「取得セントスルトキ」の下に「（同一ノ事業ノ目的ニ供セラル農地ノ面積ノ合計ガ五千坪ヲ超エル場合ヲ含ム）」を加え、同條第六項を次のように改める。

第二項第三号但書ノ規定ノ適用ニ付テハ当該權利ヲ取得セントスル者ガ当該權利ヲ取得スルモ仍土地ニ就キ効率的ニ耕作シ、採草シ又ハ家畜ヲ放牧スル為ノ充分ナル自家勞力ヲ有スル場合ニハ其ノ者ノ

営ム耕作又ハ養畜ノ業務ハ之ヲ適
正ナルモノトス
第四條第六項の次に次の一項を加
える。

第一項、第二項、第四項及第五項
ノ規定ハ第五條ノ十四第一項(第
五條ノ十六第六項及第五條ノ十七
第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含
ム)ノ規定ニ依リ譲渡セラレタル
土地(第一項ノ土地ヲ除ク)又ハ自
作農創設特別措置法第十六條(同
法第二十九條第二項ニ於テ準用
スル場合ヲ含ム)同法第四十一條
第一項若ハ同法第四十一條の五第
三項(同條第五項ニ於テ準用スル
場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ政府ノ
売渡シタル土地(第一項ノ土地ヲ
除ク)又ハ建物ニ付テ準用スル
第五條第一号を削り、同條第二号
中「又ハ都道府県」を削り、同号を
第一号とし、第三号を第二号とし、
第三号として次の一号を加える。

三 第五條ノ十四(第五條ノ十六
及第五條ノ十七ニ於テ準用スル
場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ所有
権ヲ移転スル場合
第五條の次に次の二十條を加え
る。

第五條ノ二 昭和二十五年二月十一
日以後左ノ各号ノ一ニ該当スルニ
至リタル農地、採草地又ハ放牧地
ノ所有者ハ次條乃至第五條ノ十五
ノ規定ニ從ヒ当該土地ヲ譲渡スル
コトヲ要ス

一 農地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在
ル市町村ノ区域(自作農創設特
別措置法第三條第一項第一号ノ
規定ニ依リ当該市町村ノ区域ニ
準ズルモノトシテ指定シタル地

域アル場合ニ在リテハ当該地域
ヲ含ム次号及次條ニ於テ同ジ)
外ニ於テ所有スル小作地
二 農地ノ所有者ガ其ノ住所ノ在
ル市町村ノ区域内ニ於テ自作農
創設特別措置法第三條第一項第
二号ニ規定スル面積(同條第三
項ノ規定ニ依リ当該面積ニ代ル
ベキ面積ノ定アル場合ニ在リテ
ハ其ノ面積)ヲ超ユル小作地ヲ
所有スル場合ニ於テ当該面積ヲ
超ユル面積ノ当該区域内ノ小作
地

三 採草地又ハ放牧地ノ所有者ガ
其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域
(其ノ隣接市町村ノ区域ヲ含ム
次号及次條ニ於テ同ジ)外ニ於
テ所有スル小作採草地又ハ小作
放牧地
四 採草地又ハ放牧地ノ所有者ガ
其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域内
ニ於テ自作農創設特別措置法第
四十條の二第一項第二号ニ規定
スル面積(同條第一項ニ於テ準
用スル第三條第三項ノ規定ニ依
リ当該面積ニ代ルベキ面積ノ定
アル場合ニ在リテハ其ノ面積)ヲ
超ユル小作採草地又ハ小作放
牧地ヲ所有スル場合ニ於テ当該
面積ヲ超ユル面積ノ当該区域内
ノ小作採草地又ハ小作放牧地
第五條ノ三 前條ノ規定ノ適用ニ付
テハ其ノ住所ノ在ル市町村ノ区域
内ニ於テ農地、採草地又ハ放牧地
ヲ所有スル者ガ左ニ掲グル事由ニ
因リ当該区域内ニ住所ヲ有セザル
ニ至リタルトキハ之ヲ当該区域内
ニ住所ヲ有スル者ト看做ス
一 疾病

二 就学
三 選挙ニ依リ公務就任其ノ他ノ
事由ニシテ市町村農業委員会ガ
一時同居セザルコトヲ已ムヲ得
ザラシメタル事由ト認め都道府
県農業委員会ノ承認ヲ受ケタル
モノ
前條ノ規定ノ適用ニ付テハ其ノ住
所ノ在ル市町村ノ区域内ニ於テ自
作地、自作採草地又ハ自作放牧地
ヲ所有スル者ガ前項各号ニ掲グル
事由以外ノ正当ノ事由ニ因リ当該
区域内ニ住所ヲ有セザルニ至リタ
ル場合ニ於テ其ノ者ト同居シ居リ
タル親族又ハ其ノ配偶者ガ引続キ
当該土地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業
務ヲ営ミ且市町村農業委員会其ノ
者ガ当該区域内ニ住所ヲ有スルニ
至ル見込アリト認めムルトキハ其ノ
者ハ当該区域内ニ住所ヲ有スルモ
ノト看做ス
前條ノ規定ノ適用ニ付テハ農地、
採草地又ハ放牧地ノ所有者ノ同居
ノ親族又ハ其ノ配偶者(第一項ニ
掲グル事由ニ因リ同居セザルニ至
リタル親族又ハ其ノ配偶者ヲ含
ム)ガ当該所有者ノ住所ノ在ル市
町村ノ区域内ニ於テ所有スル農
地、採草地又ハ放牧地ハ之ヲ当該
所有者ノ所有スルモノト看做ス前
項ノ規定ニ依リ市町村ノ区域内ニ
住所ヲ有スルモノト看做サレタル
者ノ所有スル農地、採草地又ハ放
牧地ニ付亦同ジ

第五條ノ八第三号乃至第五号ニ掲
グル農地、採草地又ハ放牧地(命
令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ノ面
積ハ之ヲ前條ニ規定スル小作地、
小作採草地又ハ小作放牧地ノ面積

ニ算入セズ
前條ノ規定ノ適用ニ付テハ小作
地、小作採草地及小作放牧地以外
ノ農地、採草地又ハ放牧地ニシテ
其ノ所有者並ニ其ノ同居ノ親族及
其ノ配偶者以外ノ者ガ耕作又ハ養
畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノハ之
ヲ小作地、小作採草地又ハ小作放
牧地ト看做ス
第五條ノ四 市町村農業委員会ハ命
令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ二ノ
所有者ノ氏名其ノ他必要ナル事項
ヲ公示シ且当該所有者及其ノ者ノ
所有スル農地、採草地又ハ放牧地
ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ム
總テノ小作農ニ対シ之ヲ通知スベ
シ
前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作農
タリシ者ガ前條第一項ニ掲グル事
由ニ因リ小作地、小作採草地又ハ
小作放牧地ニ就キ自作耕作又ハ養
畜ノ業務ヲ営ムコト能ハザルヲ為
賃借又ハ使用賃借ニ因リ一時当該
土地ヲ他人ノ耕作又ハ養畜ノ業務
ノ目的ニ供シタル場合ニ市町村農
業委員会ニ於テ当該小作農タリシ
者ガ近ク当該土地ニ就キ耕作又ハ
養畜ノ業務ヲ営ムモノト認め且之
ヲ相当ト認めムルトキハ其ノ者ヲ当
該土地ニ就キ耕作又ハ養畜ノ業務
ヲ営ム小作農ト看做ス自作農以外
ノ者ニシテ前條第五項ノ規定ニ依
リ小作地、小作採草地又ハ小作放
牧地ト看做サル土地ニ就キ耕作
又ハ養畜ノ業務ヲ営ム者亦同ジ
第五條ノ五 前條ノ小作農ハ市町村
農業委員会ニ対シ自作耕作又ハ養
畜ノ業務ノ目的ニ供スル農地、採
草地又ハ放牧地ニシテ第五條ノ二

各号ノ一ニ該当スルモノニ付譲渡
計画ヲ作成スベキ旨ヲ申請スルコ
トヲ得但シ前條第一項ノ公示ノ日
ヨリ二月ヲ経過シタルトキハ此ノ
限ニ在ラズ

第五條ノ六 市町村農業委員会ハ前
條但書ノ期間満了後遅滞ナク同條
ノ申請ニ係ル第五條ノ二各号ニ掲
グル農地、採草地又ハ放牧地ニ付
命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ申請
ヲ為シタル小作農ニシテ農業ニ精
進スル見込アル命令ヲ以テ定ムル
者ニ対スル譲渡計画ヲ定ムルコト
ヲ要ス
前項ノ譲渡計画ニ於テハ譲渡スベ
キ土地、譲受クベキ者、対価並ニ
対価授受ノ方法ヲ定ムルコトヲ要
ス

第一項ノ譲渡計画ニ係ル農地ノ対
価ハ第六條ノ二ノ規定ニ從ヒ、採
草地及放牧地ノ対価ハ中央農地委
員會議ガ時価ヲ参酌シテ決定スル
基準ニ從ヒ之ヲ定ム
市町村農業委員会ハ第一項ノ譲渡
計画ヲ定メタルトキハ命令ノ定ム
ル所ニ依リ遅滞ナク其ノ旨ヲ公示
シ且第五條ノ四第一項ニ掲グル者
ニ対シ当該譲渡計画書ノ写ヲ送付
スベシ但シ送付ヲ為スコト能ハザ
ルトキハ当該譲渡計画書ノ写ヲ公
示シ送付ニ代フルコトヲ得

第五條ノ七 市町村農業委員会ハ第
五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草
地又ハ放牧地ノ全部又ハ一部ニ付
第五條ノ五但書ノ期間内ニ同條ノ
申請ナキトキ又ハ申請ヲ為シタル
小作農ガ前條第一項ノ命令ヲ以テ
定ムル者ニ該当セザルモノト認め
ムルトキハ当該土地ニ付命令ノ定ム

第九部 農林委員会會議第十九号
昭和二十五年四月四日【參議院】

ル所ニ依リ政府ニ対スル讓渡計画ヲ定ムルコトヲ要ス
前條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條ノ八 前二條ノ讓渡計画ハ左ノ各号ノ一ニ該當スル農地、採草地又ハ放牧地ニ付テハ之ヲ定ムルコトヲ得ズ

一 昭和二十五年二月十日現在ニ於テ自作農創設特別措置法第五條第四号ノ規定ニ依リ都道府県知事ノ指定シタル区域内ニアル土地

二 近ク土地使用ノ目的ノ變更ヲ相当トスル農地、採草地又ハ放牧地ニシテ市町村農林委員會ガ都道府県農地委員會ノ承認ヲ得テ指定シ、又ハ都道府県農地委員會ノ指定シタルモノ

三 自作農ガ疾病其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ其ノ自作地、自作採草地又ハ自作放牧地ニ就キ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ営ムコト能ハザル為賃貸借又ハ使用賃借ニ依リ一時當該土地ヲ他人ノ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供シ市町村農林委員會當該自作農ガ近ク自作スルモノト認メ且其ノ自作ヲ相當ト認メタル場合ニ於ケル當該土地

四 採草地又ハ放牧地（小作採草地及小作放牧地ヲ除ク）ニ就キ第十四條ノ三又ハ第十四條ノ四ノ規定ニ依リ使用權設定セラレタル場合ニ於ケル當該土地

五 新開墾地、焼畑、切替畑等收穫著シク不定ナル農地其ノ他命令ヲ以テ定ムル農地ニシテ市町村農林委員會ガ都道府県農地委員會ノ承認ヲ得テ指定シタルモノ

員會ノ承認ヲ得テ讓渡計画ヲ定ムルコトヲ不相當ト認ムルモノ
第五條ノ九 第五條ノ四第一項ニ掲グル者第五條ノ六又ハ第五條ノ七ノ讓渡計画ニ付異議アルトキハ市町村農林委員會ニ對シ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得但シ第五條ノ六第四項（第五條ノ七第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ公示ノ日ヨリ三十日ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

市町村農林委員會前項ノ異議ノ申立ヲ受理シタルトキハ前項但書ノ期間満了後二十日以内ニ決定スルコトヲ要ス

前項ノ決定ニ對シ不服アル者ハ都道府県農地委員會ニ訴願スルコトヲ得但シ同項ノ期間満了後二十日ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

都道府県農地委員會前項ノ訴願ヲ受理シタルトキハ同項但書ノ期間満了後三十日以内ニ裁決スルコトヲ要ス

第五條ノ十 第五條ノ六又ハ第五條ノ七ノ規定ニ依リ讓渡計画ニ付前條第一項但書ノ期間内ニ同項ノ規定ニ依リ異議ノ申立ナキトキ、同項ノ規定ニ依リ異議ノ申立アリタル場合ニ於テ同條第三項但書ノ期間内ニ訴願ノ提起ナキトキ又ハ同項ノ規定ニ依リ訴願ノ提起アリタル場合ニ於テ同條第四項ノ規定ニ依リ裁決アリタルトキハ市町村農林委員會ハ遲滞ナク都道府県農地委員會ニ對シ該讓渡計画ノ承認ヲ申請スベシ

前項ノ申請アリタルトキハ都道府県農地委員會ハ當該讓渡計画ガ法令ニ違反スル場合ヲ除キ遲滞ナク之ヲ承認スベシ
第五條ノ十一 前條第二項ノ承認アリタルトキハ都道府県知事ハ命令ノ定ムル所ニ依リ遲滞ナク當該承認ニ係ル讓渡計画ニ依リ該計畫ニ係ル農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ニ對シテハ讓渡令書ヲ、當該土地ヲ讓渡セザル者ニ對シテハ讓渡令書ノ副本ヲ交付スベキ但シ令書又ハ其ノ副本ヲ交付スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ次項各号ニ掲グル事項ヲ公告シ交付ニ代フルコトヲ得

令書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
一 讓渡スベキ農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ノ氏名又ハ名稱及住所
二 讓渡スベキ農地、採草地又ハ放牧地ヲ讓渡セザル者ノ氏名及住所
三 讓渡スベキ農地、採草地又ハ放牧地ノ所在、地番、地目（土地台帳ノ地目現況ト異ナルトキハ土地台帳ノ地目及現況ニ依ル地目）及面積
四 対価並ニ対価授受ノ方法
五 讓渡ノ時期
六 其ノ他必要ナル事項

第五條ノ十二 第五條ノ二及前條ノ規定ノ適用ニ付テハ農地、採草地又ハ放牧地ノ面積ハ土地台帳ニ登録セラレタル當該農地、採草地又ハ放牧地ノ面積ニ依リ但シ市町村農林委員會當該農地、採草地又ハ放牧地ニ付土地台帳ニ登録セラレタル面積ヲ以テ其ノ面積トスルコトヲ著シク不相當ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積ニ依ル

第五條ノ十三 第五條ノ二乃至第五條ノ十一ノ規定ニ依リ為シタル手續其ノ他ノ行為ハ第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者其ノ他之ニ関シ權利ヲ有スル者ノ承認人ニ對シテモ其ノ効力ヲ有ス

第五條ノ十四 都道府県知事第五條ノ十一ニ依リ手續ヲ為シタル場合ニ於テ讓渡セザル者令書ニ記載シ又ハ同條第一項但書ノ規定ニ依リ公告シタル讓渡ノ時期迄ニ對価ノ全部ヲ支拂ヒ又ハ供託シタルトキハ當該讓渡ノ時期ニ當該農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ハ讓渡セザル者ニ移轉ス

讓渡セザル者令書ニ定ムル讓渡ノ時期迄ニ對価ノ全部ヲ支拂ヒ又ハ供託ヲ為サザルトキハ令書ハ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テ讓渡セザル者有怒スベキ事由ナキニ拘ラズ對価ヲ支拂ハザルモノト認ムルトキハ都道府県知事ハ其ノ者ニ係ル讓渡計畫ヲ取消スコトヲ得

第五條ノ十五 市町村農林委員會第五條ノ四第一項ノ規定ニ依リ公示ヲ為サザルトキ又ハ第五條ノ五ノ申請アルモノ第五條ノ六第一項ノ規定ニ依リ讓渡計畫ヲ定メザルトキハ第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地ノ小作農ハ當該市町村農林委員會ニ對シ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ讓渡計畫ヲ定ムベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

市町村農林委員會前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ當該請求ニ係ル公示ヲ為サズ又ハ讓渡計畫ヲ定メザル場合ニ於テ同項ノ請求ヲ為シタル者都道府県農地委員會ニ對シ當該市町村農林委員會ニ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ讓渡計畫ヲ定ムベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求シタルトキハ都道府県農地委員會ハ當該市町村農林委員會ニ對シ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ讓渡計畫ヲ定ムベキ旨ヲ指示スベシ

第五條ノ十六 第五條ノ十四ノ規定ニ依リ農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ハ讓渡セザル者、第五條ノ二十一第一項ノ資金ノ貸付ヲ受ケ農地ヲ取得シタル者又ハ此等ノ者ノ相続人其ノ他省令ヲ以テ定ムル承継人ガ當該土地ヲ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スルコトヲ止メタルトキハ此等ノ者ハ市町村農林委員會ノ定ムル讓渡計畫ニ基キ當該土地ヲ農業ニ精進スル見込アル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ讓渡スルコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ適用スル土地（宅地ヲ除ク）、同法第四十條ノ二ノ規定ニ依リ買収シ同法第四十一條第一項第一号ノ規定ニ依リ売却シタル牧野（同法第四十條ノ六第一項ノ規定ニ依リ農地ノ開發又ハ開發後ニ於ケル土地ノ利用ニ供スベキモノトシテ指定セラレタル牧野ヲ除

ケタル日ヨリ十日以内ニ當該請求ニ係ル公示ヲ為サズ又ハ讓渡計畫ヲ定メザル場合ニ於テ同項ノ請求ヲ為シタル者都道府県農地委員會ニ對シ當該市町村農林委員會ニ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ讓渡計畫ヲ定ムベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求シタルトキハ都道府県農地委員會ハ當該市町村農林委員會ニ對シ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ讓渡計畫ヲ定ムベキ旨ヲ指示スベシ

第五條ノ十六 第五條ノ十四ノ規定ニ依リ農地、採草地又ハ放牧地ノ所有者ハ讓渡セザル者、第五條ノ二十一第一項ノ資金ノ貸付ヲ受ケ農地ヲ取得シタル者又ハ此等ノ者ノ相続人其ノ他省令ヲ以テ定ムル承継人ガ當該土地ヲ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ノ目的ニ供スルコトヲ止メタルトキハ此等ノ者ハ市町村農林委員會ノ定ムル讓渡計畫ニ基キ當該土地ヲ農業ニ精進スル見込アル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ讓渡スルコトヲ要ス但シ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ適用スル土地（宅地ヲ除ク）、同法第四十條ノ二ノ規定ニ依リ買収シ同法第四十一條第一項第一号ノ規定ニ依リ売却シタル牧野（同法第四十條ノ六第一項ノ規定ニ依リ農地ノ開發又ハ開發後ニ於ケル土地ノ利用ニ供スベキモノトシテ指定セラレタル牧野ヲ除

ケタル日ヨリ十日以内ニ當該請求ニ係ル公示ヲ為サズ又ハ讓渡計畫ヲ定メザル場合ニ於テ同項ノ請求ヲ為シタル者都道府県農地委員會ニ對シ當該市町村農林委員會ニ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ讓渡計畫ヲ定ムベキ旨ヲ指示スベキコトヲ請求シタルトキハ都道府県農地委員會ハ當該市町村農林委員會ニ對シ第五條ノ四第一項ノ公示ヲ為シ又ハ第五條ノ六第一項ノ讓渡計畫ヲ定ムベキ旨ヲ指示スベシ

タ)若ハ同法第四十一條第一項第三号ノ規定ニ依リ売渡シタル牧野ノ売渡ヲ受ケタル者、同法第十六條第二項(第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ省令ヲ以テ定ムル団体ヨリ土地ノ売渡ヲ受ケタル者又ハ此等ノ者ノ相続人其ノ他省令ヲ以テ定ムル承継人ガ當該土地ヲ自ラ耕作又ハ養畜ノ業務ヲ目的ニ供スルコトヲ止メタルトキニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニハ市町村農業委員會ハ命令ヲ定ムル所ニ依リ前二項ニ規定スル土地ノ所有者ノ氏名其ノ他必要ナル事項ヲ公示スベシ
第一項ニ規定スル農業ニ精進スル見込アル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ハ市町村農業委員會ニ對シ第一項又ハ第二項ニ規定スル土地ニ付讓渡計畫ヲ作成スベキ旨ヲ申請スルコトヲ得但シ前項ノ公示ノ日ヨリ二月ヲ経過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

市町村農業委員會ハ前項但書ノ期間満了後遲滞ナク同項ノ申請ニ係ル第一項又ハ第二項ニ規定スル土地ニ付命令ヲ定ムル所ニ依リ前項ノ申請ヲ為シタル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ對スル讓渡計畫ヲ定ムルコトヲ要ス

第五條ノ六第二項乃至第四項、第五條ノ七及第五條ノ九乃至前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第五條ノ六第四項及第五條ノ九第一項中「第五條ノ四第一項ニ掲グル者」トアルハ「第五條ノ十六第一項又ハ第二項ニ規定スル土地ノ所有者及同條第四項ノ申請ヲ為シタル者」ト、第五條ノ七第一項、

第五條ノ十三及前條第一項中「第五條ノ二各号ニ掲グル農地、採草地又ハ放牧地」トアルハ「第五條ノ十六第一項又ハ第二項ニ規定スル土地」ト、第五條ノ七第一項中「申請ヲ為シタル小作農」トアルハ「申請ヲ為シタル者」ト、前條第一項中「小作農」トアルハ「第五條ノ十六第四項ノ讓渡ノ申請ヲ為スコトヲ得ル者」トス

前六項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル第五條ノ十四ノ規定ニ依リ讓渡セラレタル土地ニ付之ヲ準用ス
第二項ノ場合ニ於テ當該土地ノ売渡ヲ受ケタル後十年ニ滿タザル期間内ニ同項ニ於テ準用スル第一項ノ規定ニ依リ當該土地ヲ讓渡スル場合ニ在リテハ第五項ノ讓渡計畫ニハ附録ニ定ムル算式ニ依リ算出セラルル政府ニ支拂フベキ額ヲ併セテメ、第六項ニ於テ準用スル第五條ノ十一第一項ノ讓渡令書ニハ當該額ヲ併セ記載スルヲ要ス

前項ノ令書ニ記載セラレタル讓渡人ハ當該令書ニ記載セラレタル政府ニ支拂フベキ額ヲ政令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ支拂フコトヲ要ス
第五條ノ十七 政府ハ第五條ノ十四(前條第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ讓渡ケタル農地、採草地又ハ放牧地ニ付農業ニ精進スル見込アル者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ買受ノ申請アルトキハ市町村農業委員會ノ定ムル讓渡計畫ニ基キ之ヲ當該申請者ニ讓渡スルコトヲ得

第五條ノ六第二項乃至第四項及第五條ノ九乃至前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五條ノ十八 第五條ノ四第一項若ハ第五條ノ十六第三項ノ規定ニ依リ公示アリタルトキハ當該公示ニ係ル土地ニ關シ權利ヲ有スル者ハ讓渡計畫ニ依リ讓渡ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除クノ外都道府県知事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該土地ニ付權利ヲ設定シ又ハ當該土地ノ形質ヲ變更スルコトヲ得ズ
第五條ノ十九 第五條ノ十四(第五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ所有權ノ移轉ニ關スル登記ニ付テハ政令ヲ以テ不動産登記法ノ特例ヲ定ムルコトヲ得

第五條ノ二十 都道府県知事ハ第五條ノ十四(第五條ノ十六及第五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ所有權ノ移轉ニ關シ必要アリト認ムルトキハ命令ヲ定ムル所ニ依リ土地所有者又ハ質權者若ハ地上權者ニ代リ土地台帳法ニ依リ申告ヲ為スコトヲ得
第五條ノ二十一 政府ハ左ノ資金ニ付貸付又ハ其ノ斡旋ヲ為スコトヲ得

一 耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地ノ所有權ヲ取得スルニ必要ナル資金
二 耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地ヲ相續スルニ必要ナル資金
三 耕作ノ業務ヲ営ム者ガ農地ノ所有權ヲ維持スルニ必要ナル資金

前項ノ貸付又ハ其ノ斡旋ニ關スル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
第六條第一項中「農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他權限ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農

地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキ」を「農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスル者」に改め、同條に次の一項を加ふる。
第一項(前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ許可ヲ受ケズシテ農地ヲ耕作以外ノ用途ニ供セントスル者アルトキハ農林大臣又ハ都道府県知事ハ其ノ者ニ對シ當該農地ヲ耕作以外ノ用途ニ供スルコトヲ禁止シ又ハ停止スル為必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第六條ノ二を次のように改める。
第六條ノ二 農地ノ價格ハ農地ヲ取得スル自作農ノ經營ヲ安定セシムルコトヲ旨トシ主務大臣ガ中央農地委員會ニ諮問シテ定ムル基準ニ從ヒ市町村農業委員會ガ命令ヲ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受ケテ決定シタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ都道府県知事ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス
都道府県知事第一項ノ認可ヲ為サントスルトキハ都道府県農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
市町村農業委員會第一項ノ決定ヲ為シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ公示スベシ

市町村農業委員會ハ都道府県知事ノ認可ヲ受ケ第一項ノ額ヲ變更スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第三項及前項ノ規定ヲ準用ス
主務大臣ハ中央農地委員會ニ諮問シ第一項ノ基準ヲ變更スルコト

ヲ得此ノ場合ニ於テハ第二項ノ規定ヲ準用ス
前項ニ於テ準用スル第二項ノ規定ニ依リ告示アリタルトキハ第一項ノ額ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該告示ニ係ル基準ノ從前ノ基準ニ對スル比率ニ應ジテ變更セラレタルモノト看做ス

第五項又ハ前項ノ規定ニ依リ變更セラレタル額ハ第一項ノ額ト看做ス
第一項ノ農地ノ價格ハ當該農地ニ付存スル永小作權、地上權其ノ他命令ヲ以テ定ムル權利ニ價格アル場合ニ於テハ此等ノ價格ヲ含ムモノトス
第一項乃至第八項ノ規定ハ前号ニ掲グル權利ノ價格ニ付之ヲ準用ス

第一項(前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ第二項(第六項及前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ告示又ハ第四項(第五項及前項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ公示アリタル際現ニ農地ニ關シ存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ關シ既ニ讓受人ノ當該契約ニ係ル權利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡(民法第百八十三條及第百八十四條ニ規定スル引渡ヲ除ク)ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條ノ三及び第六條ノ四を削る。
第九條ノ二第二項中「又ハ減免條件(金銀ニ換算セラレタルモノガ第九條ノ三第一項各号ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ賃借

人又ハ永小作権者ニ不利ナル場合ニ在リテハ同條各号ニ掲グル小作料ノ額及減免條件」を削る。

第九條ノ三を次のように改める。

第九條ノ三 小作料ハ小作農ノ經營ヲ安定セシムルコトヲ旨トシ主務大臣ガ中央農地委員會ニ諮問シテ定ムル基準ニ從ヒ市町村農業委員會ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ認可ヲ受ケテ決定シタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ農地ノ所有者又ハ賃貸人ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條ノ二第二項乃至第八項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ四から第九條ノ七までを次のように改める。

第九條ノ四乃至第九條ノ六 削除

第九條ノ七 修繕費及用排水費ノ負担並ニ農地ノ賃貸借若ハ永小作又ハ此等ニ附随スル契約ノ條件（小作料ノ額ヲ除ク）ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ之ヲ當該農地ニ付從前ニ比シ賃借人又ハ永小作権者ニ不利トナル如ク設定シ又ハ變更スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ當該農地ノ所有者若ハ賃貸人又ハ賃借人若ハ永小作権者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條ノ九中「第六條ノ四第二項又ハ」を「同條第十項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」に、「若ハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第九條ノ三第一項又ハ

第九條ノ七」に改める。

第十四條ノ六中「承認ヲ申請シタル場合」を「承認又ハ同條第三項ノ裁定ヲ申請シタル場合」に、「同項ノ承認」を「第十四條ノ三第一項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定」に改める。

第十四條ノ八第三項及び第四項を削る。

第十四條ノ八の次に次の一條を加える。

第十四條ノ九 耕作者又ハ省令ヲ以テ定ムル団体其ノ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ノ利用上必要ナル農業用施設、水ノ使用ニ關スル權利又ハ立木ニ付賃借權ヲ取得スルノ必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村農業委員會ノ承認ヲ受ケ當該農業用施設、水ノ使用ニ關スル權利又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ權利ヲ有スル者ニ對シ賃借權ノ設定ニ關スル協議ヲ求ムルコトヲ得

第十四條ノ三第三項、第十四條ノ四第一項乃至第五項第七項第八項、第十四條ノ六乃至前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第十四條ノ三第三項、第十四條ノ四第一項第二項第五項及第十四條ノ七中「一土地又ハ立木」トアルハ「農業用施設、水ノ使用ニ關スル權利又ハ立木」ト、第十四條ノ三第三項、第十四條ノ四第五項第一号及第十四條ノ七中「使用權」トアルハ「賃借權」ト、第十四條ノ七中「當該土地若ハ立木ニ付權利ヲ設定シ、當該土地ノ形質ヲ變更シ又ハ立木」トアルハ「當該農業用施設、水ノ使用ニ關スル權利若ハ立

木ニ付權利ヲ設定シ若ハ移転シ又ハ當該農業用施設若ハ立木」トス

第十五條ノ二第一項中「會長及」を削り、同條第二項中「會長ハ」を「市町村農業委員會ニ會長ヲ置キ」に、「第十三項」を「第十一項」に改め、同條第三項から第五項までを次のように改める。

委員ハ左ノ各号ノ区分ニ屬シ被選舉權ヲ有スル者ニ就キ當該区分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 耕作ノ業務ヲ営ム者（其ノ所有スル小作地ノ面積ガ二反歩ヲ超ユル者ヲ除ク）ニシテ左ニ掲グルモノ

（イ） 其ノ耕作ノ業務ヲ営ム小作地ノ面積ガ自作地ノ面積ヲ超ユル者

（ロ） 二反歩ヲ超ユル面積ノ小作地ニ就キ耕作ノ業務ヲ営ミ其ノ耕作ノ業務ヲ営ム農地ノ面積ガ北海道ニ在リテハ四町歩、都府県ニ在リテハ農林大臣ガ都府県別ニ定ムル面積ヲ超エザル者

二 耕作ノ業務ヲ営ム者ニシテ前号ニ該當セザルモノ

前項第一号（ロ）ニ規定スル都府県別ノ面積ハ其ノ平均面積ガ概ネ一町歩トナル如ク之ヲ定ムルコトヲ要ス

都道府県知事必要アリト認ムルトキハ農林大臣ノ承認ヲ受ケ當該都道府県ノ区域ヲ二以上ノ区域ニ分チ各区域別ニ第三項第一号（ロ）ノ都道府県別ノ面積ニ代ルベキ面積ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ各区域別ノ面積ハ其ノ平均面積ガ

概ネ同号（ロ）ノ當該都道府県別ノ面積トナル如ク之ヲ定ムルコトヲ要ス

第十五條ノ二第九項中「及第四項」を削り、同條第十項本文を次のように改める。

選舉權又ハ被選舉權ヲ有スル者ノ第三項各号ノ区分ハ市町村農業委員會委員選舉人名簿ノ登載区分ニ依リ定マルモノトス

第十五條ノ二第十一項及び第十二項を次のように改める。

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ選舉人名簿確定ノ期日ニ於テ年齢二十年ヲ達セザル者ニシテ選舉ノ期日迄ニ選舉人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セラルベキモノト看做ス

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ委員ノ定數ハ同項第一号ノ区分ニ屬スル者ニ在リテハ五人、同項第二号ノ区分ニ屬スル者ニ在リテハ八人トス

第十五條ノ二第十四項中「總委員」を「同項各号ノ区分ニ屬スル委員ノ定數ノ夫々三分ノ二」に改め、同號第六項及び第七項を削る。

第十五條ノ三を次のように改める。

第十五條ノ三 左ニ掲グル者ハ市町村農業委員會ノ委員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス

一 市町村ノ区域内ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ就キ耕作ノ業務ヲ営ム者ニシテ年齢二十年以上ノモノ

二 前号ニ掲グル者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ニシテ年齢二十年以上ノモノ但シ其ノ耕作ニ從事スル日數ガ省令ヲ以テ定ムル一定日數ニ達セザルモノト市町

村農業委員會ノ認メタル者ヲ除ク

前條第七項ノ規定ハ前項ノ農地ノ面積ニ付之ヲ準用ス

選舉管理委員會ノ委員及職員、投票管理、開票管理若ハ選舉長並ニ選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ在職中其ノ關係区域内ニ於テ市町村農業委員會ノ委員ノ候補者ト為ルコトヲ得ズ

裁判官、檢察官、會計検査官、收税官吏、警察官吏、公安委員會ノ委員並ニ警察官吏ハ在職中市町村農業委員會ノ委員ノ候補者ト為ルコトヲ得ズ

第十五條ノ五第四項中「其ノ者」所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム農地又ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム小作地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第五項ノ規定ニ依リ其ノ者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム）を「其ノ者ノ自作地、耕作ノ業務ヲ営ム小作地及所有スル小作地」に、第五項中「第六項、第七項及第九項」を「第七項」に改める。

第十五條ノ六を次のように改める。

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ八本文中「第二十一條」を「第三十條」を、「第三十七條」の下に「（衆議院議員選舉法第二十三條ノ規定ノ準用ニ關スル部分ヲ除ク）、第三十八條」を加へ、「第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條」を削り、「及第二百二十八條」を、「第二百二十八條及第二百五十六條及至第二百五十八條」に改め、同條但書を次のように改める。

但シ表上欄ニ掲グル同法ノ規定中同表上欄ニ掲グル字句ハ夫々同表下欄ノ如ク謄替フルモノトス

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第十五條ノ六 削除

第三十條	十人	五人
第四十一條第一項 第三号	候補者でない者	当該区分の候補者でない者又は候補者で其の属する区分と異なる区分に届出をしたもの
第五十二條第三項 第五十三條第三項 第五十四條第三項 第五十五條第二項及第百四十一号	議員の定数	農地調整法第十五條ノ二第三項各号の区分に属する委員の定数
第六十二條第三項 但書	その定数	
第五十五條第一項	有効投票の最多数を得たる者を以て 当選人とする	候補者で農地調整法第十五條ノ二三各項各号の区分ごとに有効投票の最多数を得た者を以て当該区分の 当選人とする
第五十六條第三項	事由が生じた場合においては、前条第一項の規定の適用を受けるが、生じた場合に於いては、前条第二項若しくは後述の場合において、前条第十一項規定の適用を受けた得票者があるとき。	事由が生じた場合において前条第一項但書の得票者があるとき。
第五十八條第一項	投票は、これを行わない	当該区分についての投票は、これを行わない
第六十條第三項	第九十二條若しくは第百四十一條	農地調整法第十五條ノ二十一

第十五條ノ十一第一項中「第十三項を『第十一項』に改め、同條に次の一項を加える。

第十五條ノ三第三項及第四項ノ規定ハ都道府県農地委員會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ十二第二項を次のように改める。

二項第四項、」の下に「第三十六條第一項第三項前段」を、「第二十九條」の下に「第三十條、」を、「第三十七條」の下に「(衆議院議員選挙法第二十三條ノ規定ノ準用ニ関スル部分ヲ除ク)」を加え、「第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三

第二十六條第一項	衆議院議員選舉人名簿及び補充選舉人名簿	
第二十六條第三項	補充選舉人名簿	都道府県農地委員会委員選舉人名簿
第二十七條	市町村の選舉管理委員会	都道府県の選舉管理委員会
第二十七條第一項	選舉人名簿	市町村農業委員会委員選舉人名簿
第二十七條第二項	十人	五人
第二十九條第一項	選舉權	市町村農業委員會の委員の選舉權
第三十條	投票區の在る都市の区域外（選舉に關係のある職務に従事する者にあつてはその屬する投票區の区域外）	投票區の区域外
第三十四條	候補者でない者	当該区分の候補者でない者又は候補者でその屬する区分と異なる区分に届出をしたもの
第四十一條第一項	選舉人名簿	市町村農業委員會委員選舉人名簿
第五十三條第二項	議員の定数	農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分に屬する委員の定数
第五十三條第三項	その定数	候補者で農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項各号の区分ごとに有効投票の最多数を得た者を以て當選人とする
第五十五條第一項	有効投票の最多数を得た者を以て當選人とする	事由が生じた場合において前條第一項但書の規定の適用を受けるべきときは、又はその期限経過後若しくは生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けるべきときは、これをを行わない。
第五十六條第三項	投票は、これを行わない。	当該区分についての投票は、これを行わない。
第五十八條第一項		

[illegible]

第十五條ノ十九第一項及び第二項中「省令」を「政令」に、第三項中「都道府県知事及都道府県農地委員会又ハ市町村農業委員会」を「都道府県農地委員会ニ、市町村ニ在リテハ都道府県農地委員会、市町村長及市町村農業委員会」に、第四項及び第五項中「第一項及第二項」を「第一項又ハ第二項」に改め、第五項に次の但書を加える。

但シ第十五條ノ八及前條ニ於テ準用スル地方自治法第五十八條第五項ノ規定ニ依リ当選人ト為リタル者ニ係ル第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル委員ノ解任ノ請求ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第十五條ノ十九第六項を次のように改める。

第一項及第二項ノ二分ノ一ノ数ハ第十五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ調製セラレタル選挙人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登載セラレタル者ノ二分ノ一トシ都道府県ノ選挙管理委員会又ハ市町村ノ選挙管理委員会ニ於テ選挙人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ
第十五條ノ十九に次の一項を加える。

第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ解任ノ効力ニ関シテハ地方自治法第六十六條第一項乃至第四項第七項第八項、第二百二十八條及第二百五十六條乃至第二百五十八條ノ規定ヲ準用ス但シ同法第六十六條第一項中「選挙に關しては選挙の日、当選に關しては第五十九條第二項又は第四項の告示」トアルハ「農地調整法第十五條ノ十九第三項の

規定による告示」トシ、都道府県農地委員会ノ委員ノ解任ノ場合ニハ同法第六十六條第二項及第八項中「市町村の選挙管理委員会」トアルハ「都道府県ノ選挙管理委員会」ト、同條第二項中「都道府県ノ選挙管理委員会」トアルハ「全国選挙管理委員会」ト、同條第四項中「第一項の規定による都道府県ノ選挙管理委員会」の決定又は第二項の規定による裁決」トアルハ「第二項の規定による裁決」トス
第十五條ノ二十二第二項に次の但書を加える。

但シ第十五條ノ十九ノ規定ニ依ル委員ノ解任及第十五條ノ三十ノ規定ニ依ル委員会ノ解散ノ場合ヲ除キ後任者就任スル迄ハ任期満了後モ仍其ノ職務ヲ行フ
第十五條ノ二十二第二項中「第十三項」を「第十一項」に、第三項中「第十四項」を「第十二項」に、「但シ総委員トアルハ総委員ノ過半数トス」を「但シ「同項各号ノ区分ニ属スル委員ノ定数ノ夫々三分ノ二」トアルハ「総委員ノ過半数」トス」に改め、同條第四項に次の但書を加える。

但シ同條第四項中「議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二第二項（同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任された委員及び同法第十七條ノ二第二項の規定により都道府県知事の設けた特例により委員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された委員」トス

第十五條ノ二十二第二項の次に次の一項を加える。
委員ハ非常勤トス
第十五條ノ二十三第一項及び第三項中「市町村農業委員会」の下に「又ハ都道府県農地委員会」を加える。
第十五條ノ二十六に次の但書を加える。

但シ同法第二百二十七條第三項中「第百十七條」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十四」トス
第十五條ノ二十七第一項中「第十四條ノ四又ハ」を「第十五條ノ九第二項ノ規定スル決定又ハ第十四條ノ四若ハ」に、「二月」を「六月」に改める。

第十五條ノ二十八第一項中「一月」を「三月」に改める。
第十七條ノ二第二項を次のように改め、同條第三項中「地区農地委員会」を「地区農業委員会」に改める。
都道府県知事必要アリト認ムルトキハ市町村農業委員会ノ委員ノ定数ニ関シ政令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得
第十七條ノ二第四項中「地区農地委員会」ヲ「地区農業委員会」に改め、同項に次の後段を加える。

此ノ場合ニ於テ「市町村ノ区域」トアルハ「地区農業委員会ノ設置セラレタル地区」ト、「隣接市町村ノ区域」トアルハ「隣接市町村ノ区域又ハ他ノ地区農業委員会ノ設置セラレタル地区ニシテ当該地区ニ隣接スル地区」トス
第十七條ノ三中「又ハ都道府県知事」、「又ハ其ノ知事」、「又ハ市町村長」、「又ハ特別区ノ区長」、「又ハ区長」、「又ハ行政区ノ区長」及び「又ハ

組合管理者」を創る。

第十七條ノ四中「第六條ノ二第一項」の下に「及第十項」を加え「第六條ノ四第二項」を削り「若ハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を「第九條ノ三第一項第九條ノ七」に改める。
第十七條ノ五各号を一号ずつ繰下げ、第一号として次の一号を加える。
一 第五條ノ十八ノ規定ニ違反シタル者
第十七條ノ六中「若ハ第四号前段」を「第四号若ハ第五号前段」に改める。

附録として次のように加える。
附 録
$$P = \left\{ \frac{P_1 + P_2}{10} (P - P_1) \right\}$$

P ハ農地調整法第五條ノ十六第六項ニ於テ準用スル第五條ノ十一第二項ノ規定ニ依リ令書ニ記載セラレタル対価
P ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同法第四十一條ノ規定ニ依リ売渡ノ対価
n ハ自作農創設特別措置法第十六條（同法第二十九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ同法第四十一條ノ規定ニ依リ売渡後譲渡迄ノ経過年数（一年ニ滿タザル端數ハ一年トス）
第四條 改正前の自作農創設特別措置法第二十八條第三項（同條第五項、同法第二十九條第二項及び同法第四十一條第四項において準用する場合を含む。）の規定により売り渡した土地は、農地調整法第四條の規定の適用については、同法

第五條ノ二各号に掲げる土地とみなす。

2 この法律施行の際現に農地につき存する改正前の農地調整法第六條ノ二第一項の額（この法律施行の際同項の額の定めない農地となるものにあつては、都道府県知事が近傍類似の農地の価格を参酌して指定する額）は、当該農地につき同法第六條ノ二第一項の規定による決定があるまでは、同項の規定により決定され、同條第四項の規定により公示された額とみなす。

3 この法律施行の際現に農地につき存する改正前の第九條ノ三第一項各号に掲げる額は、当該農地につき同法第九條ノ三第一項の規定による決定があるまでは、同項の規定により決定され、同條第二項において準用する第六條ノ二第四項の規定により公示された額とみなす。

4 第七項に規定する総選挙の期日において現に都道府県農地委員会ノ委員である者は、改正前の農地調整法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第一号の規定により選挙された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第一号の規定により選挙された委員とみなし、改正前の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第二号及び第三号の規定により選挙された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三項第

二号の規定により選挙されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第三條の規定により選任された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第十一項の規定により選任されたものとみなし、いずれも昭和二十六年九月十九日まで在任するものとし、同日までの間は、改正後の同法第十五條ノ十七において準用する同法第十五條ノ二第八項中「五人」とあるのは「二人」と、「十人」とあるのは「八人」と読み替えるものとする。

5 前項の都道府県農地委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

6 第四項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三の改正規定により被選挙権を有しなくなつた場合でも、任期満了後最初に行われる総選挙の日までは、なお同條の規定により被選挙権を有するものとみなす。

7 この法律施行後最初に行われる市町村農業委員会及び地区農業委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。但し、この法律の公布の日から起算して六箇月以内でなければならぬ。

8 前項の総選挙に用いる市町村農業委員会委員選挙人名簿及び地区農業委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に関する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び第十五條ノ七の規定にかかわらず、政令で定める。

9 前項の選挙人名簿は、農地調整法第十五條ノ十の規定にかかわらず、昭和二十七年三月四日まで据え置くものとする。

10 昭和二十五年においては、農地調整法第十五條ノ五の規定にかかわらず、市町村農業委員会委員選挙人名簿及び地区農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

11 前四項に規定するものの外、第七項の総選挙に關し必要な事項は、政令で定める。

12 農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八において準用する地方自治法第三十條（同法第四十條及び同法第四十七條において準用する場合を含む。）に規定する立会人については、政令で定める期日までは、農地調整法第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十八の表の下欄中「五人」とあるのは、「三人」と読み替えるものとする。

第五條 農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三條、第四條及び第六條中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に改め、附則第三條第一項に次の但書を加える。

但し、昭和二十六年三月三十一日まで市町村農業委員会の承認を受けたものに限り、附則第六條第二項を削る。

第六條 食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。
「市町村農業調整委員会」を「市町村農業委員会」に改める。

町村農業委員会」に改める。
第五條第一項中「市町村農業委員会」を「農地調整法（昭和二十三年法律第六十七号）第十五條の規定による市町村農業委員会（以下「市町村農業委員会」という。）に改める。

第十二條から第十五條までを次のように改める。
（市町村農業委員会に対する監督）
第十二條 市町村農業委員会は、この法律によりその権限に属させた事項を処理する場合には、市町村長の監督にも属する。

第十三條から第十五條まで 削除
第十六條中「第十二條第二項に規定する事項」を「この法律によりその権限に属させた事項」に改める。
第十七條第一項中「市町村長は、この下に「この法律による」を加える。

第十八條中「市町村農業委員会」の上に「農業計画及びその実施に要する」を加える。
第十九條及び第二十條を次のように改める。

（事務処理の特例）
第十九條 農地調整法第十七條ノ二第二項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、この法律により市町村農業委員会の権限に属させた事項は、市町村長がこれを処理する。

2 この法律中市町村農業委員会に關する規定は、前項の規定を除いて、農地調整法第十七條ノ二第三項の規定による地区農業委員会にこれを準用する。この場合において、第十一條及び第十六條中「市町村の区域内」とあるのは「地区農業委員会の地区内」と読み替えるものとする。

第二十條 削除
第二十二條第五項を次のように改める。

5 都道府県知事は、前項の委員を選任するには、第三項の規定により互選された委員の過半数の同意を得なければならない。
第二十三條の次に次の一條を加える。（委任規定）
第二十三條の二 この法律に定めるものの外、都道府県農業調整委員会及びその委員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。
第二十四條中「及び第二十條」及び「第十二條第二項」とあるのは「第二十一條第二項」と、「を削る」。

第二十五條第四項中「第十三條第三項の規定（第十九條第三項において準用する場合を含む。）により」を削り、「二人」を「一人」に改める。
第二十六條中「第二十條」及び「第十二條第二項」とあるのは「第二十五條第一項」と、「を削る」。

「第五項及び第二十三條」を「第五項、第二十三條及び第二十三條の二」に改める。
（小作調停法等の一部改正）
第七條 左に掲げる法律の規定中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「地区農地委員会」を「地区農業委員会」に改める。
小作調停法（大正十三年法律第十八号）
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）

農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第四十二号）附則第三項（経過規定）
第八條 第四條第七項の総選挙の日の前日までは、自作農創設特別措置法、農地調整法及び前條に掲げる法律又は規定中「市町村農業委員会」とあるのは「市町村農地委員会」と、「地区農業委員会」とあるのは「地区農地委員会」と、食糧確保臨時措置法中「市町村農業調整委員会」とあるのは「市町村農業調整委員会」と読み替えるものとする。

2 改正前の自作農創設特別措置法、農地調整法若しくは食糧確保臨時措置法又はこれらの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後のこれらの法律中にこれに相当する規定がある場合には、これによつてしたものとみなす。

3 第四條第七項の総選挙の日の前日までに市町村農地委員会若しくは市町村農業調整委員会又は地区農地委員会若しくは地区農業調整委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為は、その総選挙の日以後は、それぞれ市町村農業委員会又は地区農業委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為とみなす。

附則
この法律は、公布の日から施行する。但し、第三條中農地調整法第十

農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第四十二号）附則第三項（経過規定）
第八條 第四條第七項の総選挙の日の前日までは、自作農創設特別措置法、農地調整法及び前條に掲げる法律又は規定中「市町村農業委員会」とあるのは「市町村農地委員会」と、「地区農業委員会」とあるのは「地区農地委員会」と、食糧確保臨時措置法中「市町村農業調整委員会」とあるのは「市町村農業調整委員会」と読み替えるものとする。

2 改正前の自作農創設特別措置法、農地調整法若しくは食糧確保臨時措置法又はこれらの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、改正後のこれらの法律中にこれに相当する規定がある場合には、これによつてしたものとみなす。

3 第四條第七項の総選挙の日の前日までに市町村農地委員会若しくは市町村農業調整委員会又は地区農地委員会若しくは地区農業調整委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為は、その総選挙の日以後は、それぞれ市町村農業委員会又は地区農業委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに對してした処分、手続その他の行為とみなす。

附則
この法律は、公布の日から施行する。但し、第三條中農地調整法第十

農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十一年法律第四十二号）附則第三項（経過規定）
第八條 第四條第七項の総選挙の日の前日までは、自作農創設特別措置法、農地調整法及び前條に掲げる法律又は規定中「市町村農業委員会」とあるのは「市町村農地委員会」と、「地区農業委員会」とあるのは「地区農地委員会」と、食糧確保臨時措置法中「市町村農業調整委員会」とあるのは「市町村農業調整委員会」と読み替えるものとする。

五條ノ二から第十五條ノ十八まで、第十五條ノ十九條五項、第九項の改正規定、及び第十五條ノ二十二第四項但書の改正規定並びに第四條第十二項の規定は、第四條第七項の繰選挙の期日から施行する。

三月三十一日本委員会に左の事件を付託された。

一、岩手県一本木平等開拓事業認定に関する請願(第一五一五号)

一、矢吹原開拓事業費全額見返資金割当に関する請願(第一五一八号)

一、大分県東山香村民有林を開墾適地より除外するの請願(第一五六二号)

一、東北地方国有林野特別措置法制定に関する請願(第一六一三号)
一、農業改良事業の強化に関する請願(第一六二七号)
一、雑穀の統制撤廃に関する請願(第一六三二号)

第一五一五号 昭和二十五年三月十五日受理

岩手県一本木平等開拓事業認定に関する請願

請願者 岩手県気仙郡米崎村宇糠塚沢三四米崎村開拓

農業協同組合長理事
島村佐一外四名

紹介議員 千田正君

岩手県気仙郡一本木平および米崎地区は、同郡高田町、米崎村、竹駒村の三箇町村にわたる開墾地区であるが、地形気候の條件に恵まれているため、東北地方に珍しい二毛作地帯である上、酪農、果樹栽培等が盛であつて将来有望な農業地域である。しかるに当地方

の農地はせまき一戸当たり平均五反七畝という実情であるから、当地域の農業発展のため、昭和二十二年に計画された開墾計画をすみやかに認証せられたいとの請願。

第一五一八号 昭和二十五年三月十五日受理

矢吹原開拓事業費全額見返資金割当に関する請願

請願者 福島県西白河郡矢吹町

長 仲西正次外三十六名

紹介議員 橋本萬右衛門君

福島県矢吹原開拓事業は、国営、県営、民営等により着々その実効を収めつつあるが、完成期限が到来した今日なお国営工事の進行は一割にすぎず、ことに水田経営を前提として入植は完了したが、基本となる水源工事が未完成であるため県営、民営の開拓事業を阻害しているから、本開拓事業促進のため必要予算の全額を優先的に見返資金から割当てられたいとの請願。

第一五六二号 昭和二十五年三月十六日受理

大分県東山香村民有林を開墾適地より除外するの請願

請願者 東京都中央区銀座四ノ三王子造林株式会社専務取締役 原耕太

紹介議員 徳川宗敬君

大分県速見郡東山香村地内にある王子造林株式会社所有の百六町歩余の民有林は、さきに開墾適地として買収と決定されたが、この山林の土性およびき度は農耕に不適であるばかりでなく、地元部落民の飲料用水ならびに水

田かんがい用水の水源涵養林として極めて重要な役割を持つてゐる。また三十年前後の黒松、七八年生の赤松等各種造林の成果も表われ始めているのであるから、再検討の上本山林を開墾適地より除外せられたいとの請願。

第一六一三号 昭和二十五年三月十八日受理

東北地方国有林野特別措置法制定に関する請願

請願者 福島県知事 大竹作摩

紹介議員 橋本萬右衛門君

東北地方における国有林の比率は他地方に比しはるかに高率であるが、地方公共団体の公共経済ならびに私経済の充実を図るためには、全国平均なみに国有林の比率を下げるべきである。しかして東北地方の国有林野の解放促進のため、東北地方国有林野特別措置法を制定せられたいとの請願。

第一六二七号 昭和二十五年三月十八日受理

農業改良事業の強化に関する請願

請願者 宮城県遠田郡南郷村東北、北海道地区農業改良委員協議会内 砂金 眞一

紹介議員 橋本萬右衛門君

東北、北海道地区の農業技術は他地区に比しいちじるしく遅れているから、同地方の農業改良事業の強化を図るため、(一)農業改良助長法第十六條の予算配分を、農業人口三割五分、耕地面積三割五分、町村二割、農林省配分二割とすること、(二)昭和二十五年産米供出事前割当の面積を基礎とすること、(三)農業改良普及員の定員を増加

し、少くとも一町村一名とすること等の対策を実現せられたいとの請願。

第一六三二号 昭和二十五年三月二十日受理

雑穀の統制撤廃に関する請願

請願者 東京都台東区竹町一〇 東京和生菓子商工業協同組合理事長 黒川武雄

紹介議員 西山亀七君

国民の大半を占める婦人や甘党の男子にとつて、菓子類はし好品であり、特に小児にとつてはむしろ必需品であるが、すでに一部男子のし好品である酒類が自由販売となつてゐるのに、菓子類がいまなお統制を受けてゐることは不公平であり、消費者には過重な負担をかけ、また業界を不振にしているに過ぎないから、菓子類の原料である雑穀の統制を即時撤廃せられたい。もし全面的撤廃が不可能ならば、せめて、あんの原料である小豆類の統制を撤廃せられたいとの請願。

昭和二十五年四月十七日印刷

昭和二十五年四月十八日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所